

## ベトナムにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1 外資参入規制	日機輸	(1)	現地企業との連携もしくは下請け業者との契約の義務	<p>建設省が外国業者の事業を管理する新しい規則を発表。</p> <p>この規制の対象分野は、コンサルティング事業、技術資料、機械装置及び建設工事の実行の構築、などで、外国事業者は、ベトナムで事業を始める前に請負業者の許可証を取得する必要があることを規定。</p> <p>外国事業者は、ベトナムのパートナーと提携するか、下請け契約を行う必要があるが、多くの場合、下請け業者の品質に問題がある。</p>	<p>現地企業とのパートナーシップまたは下請け契約の業務の撤廃が望まれる。</p>	<p>Decree 59/2015/ND-CP</p> <p>Circular No. 01/2012/TT-BXD</p> <p>Circular No. 14/2016/TT-BXD</p>
	日機輸	(2)	投資プロジェクトの期間の規制	<p>投資法2014では投資プロジェクトは最大70年を超えることができず、プロジェクトの終了とともに企業は事業終息する必要がある。このような規制は国内企業には無い。</p>	<p>国内企業のように投資プロジェクトの期限をなくすべき。</p>	<p>Article 43, Law on Investment 2014</p>
	日機輸	(3)	建設工事への外資参入規制	<p>外国の業者がベトナムで建設工事に従事している場合、建設省(MOC: Ministry of Construction)ライセンスはプロジェクトごとに取得する必要がある。ライセンス取得には数ヶ月かかり、下記の問題が生じる。</p> <p>①ライセンスの申請には下請け業者や内訳のリストが必要とされる。</p> <p>②極端な場合は建設省が指定した下請け業者の使用が義務付けられる。</p> <p>③ライセンスは非政府のプロジェクト用に供給されるものであるため、免税措置が受けられる ODA とは多くの点で互換性がないものとなっている。</p>	<p>MOC への要望:</p> <p>①プロジェクトベースではなくコントラクターベースでのライセンスの発行。</p> <p>②コントラクターに、MOC 指定に拘らず下請け業者を選択する自由を与える。</p> <p>③特に ODA プロジェクトでライセンスの撤廃または簡素化する。</p>	<p>Decree 59/2015/ND-CP</p> <p>Decree 63/2014/ND-CP</p>
9 輸出入規制・関税・通関規制	時計協	(1)	高輸入関税	<p>時計完成品及びムーブメントの関税率は 10-25% と高率である。</p>	<p>ムーブメント及び部品の関税率削減スケジュールの前倒しを要望。</p>	関税法
	日鉄連			<p>鉄鋼製品に対する輸入許可証による輸入規制は政府による貿易自由化促進により 2001 年 12 月末をもって廃止され、高関税率化に移行。</p> <p>(対応)</p> <p>輸出入関税法は、ベトナムでの生産が未だ不可能であり、投資奨励分野の一覧に記載されているプロジェクトの製造目的に輸入される原材料、補給品、半製品など、輸入関税を免除される特定の物品を規定している。したがって、決定 No.827/2006/QD-BKH に添付の物品一覧(時々調整される)に基づき、企業と所轄官庁は、企業が輸入する物品に関する免税の適格性を考慮することになる。</p> <p>企業が輸入する物品が、決定 827 に規定する物品一覧の範囲に入っていないが、付加価値税法および輸出入関税法に明記する物品に該当する場合は、当該輸入物品については、輸入関税と VAT が免除される。また、決定 827 は、当該決定の適用に関して、企業と税関局の間で意見の相違がある場合は、税関局は地元の計画投資省と相談して、関係事項を解明するよう規定している。解明ができない場合、税関総局は、計画投資省に一覧表の改訂を求めることができる。</p> <p>財務省は、2007 年 4 月 16 日付アセアン諸国・中国自由貿易協定(ACFTA)の施行に伴う、特惠輸入関税の発布に関する Decision 26/2007/QD-BTC を公布した。これにより、次の諸条件を満たす輸入品は特別優遇輸入関税の対象となる。－関税率表に含まれていること。－アセアン諸国や中国からの輸入品であること。－輸出国から直接ベトナムに出荷されたこと。－外国の管轄当局から発行された適正な原産地証明書を有すること。</p> <p>財務省は 2007 年 5 月 31 日、アセアン諸国・韓国自由貿易協定(AKFTA)の施行に伴う特惠輸入関税の発布に関する Decision 41/2007/QD-BTC を公布した。これにより、次の諸条件を満たす輸入品は特別優遇輸入関税の対象となる。なお、開城(ケソン)工業団地(北朝鮮)からの輸入品については、一定の条件を満たしていれば AKFTA 関税率の適用を受けられる。</p> <p>－関税率表に含まれていること。</p> <p>－アセアン諸国や韓国からの輸入品であること。</p> <p>－輸出国から直接ベトナムに出荷されたこと。</p> <p>－外国の管轄当局から発行された適正な原産地証明書を有すること。</p>		

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・2008年12月に発効となったAJCEPでは関税は毎年均等に削減され、16年後に完全撤廃される予定である。撤廃の方向性は評価されるが、撤廃までの期間が長すぎる。</li> <li>・2009年2月27日、ベトナム財務省は、自動車部品(HS8407、8408、8409、8708)の輸入関税率を修正した。</li> <li>・2009年4月13日、ベトナム財務省は、一部合金(alloy steel)の輸入関税率をWTO 譲許水準の10%に引き上げた。また、3月26日、鉄鋼製品(HS7207、7209、7210、7214、7215、7217、7306)に関し、輸入関税が修正された。</li> <li>・2009年10月に発効した日越EPAでは日本原産の時計への関税は毎年均等に削減され、ウォッチ・クロック完成品は10年後に完全撤廃される予定である。一方ムーブメント及び部品は15年後であり、撤廃の方向性は評価されるが、撤廃までの期間が長すぎる。</li> <li>・ベトナムは、100%関税撤廃の高い自由化水準のTPPに、将来における参加を前提とした準メンバーとしての参加を表明している。</li> <li>・2010年3月、ベトナムは、EUとの間でFTA交渉に入ることを合意した。</li> <li>・2011年3月25日、ベトナム商工省はベトナムへの輸入を奨励しない品目リスト(以下、同リスト)を定めた決定第1380号(Decision No. 1380/QD-BCT)を公布した(即日発効)。同リストには、HS第73類、第84類、第85類、第87類、第90類、第91類の品目を含む幅広い製品が列挙されている。いくつか例を挙げると、一部の鉄鋼製の家庭用品(ストーブ、たわし、衛生陶器など)、洗濯機、コンピューター、電気器具、カメラ、カセットテープレコーダー、レコードプレーヤー、ゴルフカー、乗用車(小型トラックを除く)、オートバイ、自転車、置時計、腕時計などがある。生産材料として輸入する製品は、本規制の対象から除外されている。</li> </ul> <p>同リストは当該品目に対する障壁を積極的に設けるものではないが、ベトナム政府は当該品目の輸入を抑えるため、ベトナム国立銀行(SBV)の信用機関への指示等の公式チャンネルを通じて輸入者が外貨を入手しづらくするよう制限を試みている。</p> <p>ベトナム国立銀行(SBV)は2010年4月29日付けOfficial Dispatch No. 3215/NHNN-CSTTを通じて、信用機関に対し、同リストに列挙された製品の輸入代金の決済に使用される可能性のある外貨の貸付を慎重に検討し、厳しく管理し、制限するよう指示した。SBVはまた、2010年11月20日付けDecision No. 2677/QD-NHNNを通じて、同リスト及び国内製造必需品リスト(2010年5月28日付け商工省決定第2840号)に列挙された製品の輸入代金の決済を目的とした信用機関による外貨の販売、貸付、送金を日々監視するための部門間作業グループを設置した。ベトナム政府は、同リストに列挙された製品のMFN税率を近い将来に引き下げる予定はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2016年2月4日、ベトナムはTPP協定に署名した。</li> <li>・2018年3月8日、ベトナムはTPP11協定に署名予定。</li> </ul> <p><b>(改善)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2008年12月1日、日本ASEAN経済連携協定(AJCEP)が発効し、ベトナムはAJCEPでの関税譲許表11,397品目中2,911品目を発効即時撤廃し、最終的に2024年に83.3%の品目で関税を撤廃する。関税削減の除外品目は1,164品目で35,817品目が輸送機器関連となっている。なお、AFTAのCEPT税率と較べてAJCEPが有利となっているのは103品目であるという。</li> <li>・2008年12月25日に署名した日ベトナム経済連携協定(JVEPA)が2009年10月1日より発効した。JVEPAの関税撤廃スケジュールは、ベトナムは全9,300品目中、即時撤廃2,586品目、以降2025年にかけて段階的撤廃5,873品目、その他89品目が撤廃される。金額ベースでは10年以内に88%を自由化するとしている。</li> <li>・2009年4月28日、財務省は、AJCEPにおける2008年～2012年のベトナムの輸入関税率引下げスケジュールを発表した。</li> <li>・2016年2月27日、APEC環境物品リストの関税削減約束に従い、一部環境物品に対するMFN輸入関税を引き下げ。</li> </ul>		
	日鉄連	(2)	関税引き上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・度重なる輸入関税の修正による流通阻害。</li> <li>－2009年4月1日、ピレット5%→8%、建設用条鋼類12%→15%、CR7%→8%、めっき鋼板12%→13%の関税引き上げ。</li> <li>－2009年4月20日、ボロンが添加された条鋼類の関税を0%→10%に引き上げ。</li> <li>－2010年2月、棒鋼、線材(一部)5%→15%、ブリキ3%→5%に関税の引き上げ。</li> <li>－2011年8月25日、ボロンが添加されたその他合金の鋼板、棒鋼、線材、形</li> </ul>	・関税率の引き下げ。	・関税法

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>鋼(HS7225、7226、7227、7228類、但し、熱延鋼板類は除外)のMFN関税を0%→10%に引き上げ。</p> <p>－2012年6月11日、ステンレス棒鋼の一部についてMFN関税を0%→10%に引き上げ。</p> <p>－2013年1月1日、冷延鋼板及び溶接鋼管の一部についてMFN関税を5%→10%に引き上げ。</p> <p>－2013年5月19日、線の一部についてMFN関税を0%→3%に引き上げ。</p> <p>－2014年1月1日、鋼板類・形鋼等についてMFN関税を引き上げ。</p> <p>－2016年9月1日、半製品・線材等についてMFN関税を引き上げ。</p> <p><b>(対応)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2013年5月20日、石油製品に対する関税引上げを発表(ガソリン16%→19%、軽油12%→14%、低質燃料油14%→15%)。</li> <li>・2013年6月20日、9人乗り以上の車両の輸入関税を引上げ実施(1,000cc未満4,200ドル→5,000ドル、1,000cc～1,500cc9,600ドル→10,000ドル)。</li> </ul> <p><b>(改善)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「特惠輸出入関税の一覧」に基づき、CKD(完全現地組立)形式の自動車部品のセットに対する特惠輸入税率、および各自動車部品・スペアパーツに対する輸入税率も明記してある。自動車の製造・組立に従事する企業は、2006年12月31日まで、CKD形式の自動車部品のセットに対する特惠輸入税率、または各自動車部品・スペアパーツに対する特惠輸入税率のいずれかの適用を選択できる。</li> <li>・2007年1月1日から、決定39に明記された各自動車部品・スペアパーツに対する特惠輸入税率が一律に適用され、決定39に明記されたCKD形式の自動車部品のセットに対する特惠輸入税率は適用されない。自動車の製造・組立に従事し、CKD形式の自動車部品のセットに対する特惠輸入税率、あるいは各自動車部品・スペアパーツに対する特惠輸入税率のいずれかの適用を選択できる企業は、都合のよい地元の税関局で書面による登録を行い、変更を行った全期間を通して、登録した内容を遵守しなければならない。</li> <li>・ベトナムのWTO加盟に伴い、四輪車の輸入関税は現行90%から、エンジン容量により11年間で47～70%に引下げられる。</li> </ul>		
	日鉄連	(3)	高率の輸出税	<p>・石炭の輸出にあたり、輸出税20%が賦課されており、マーケット上昇の要因となっている。2009年2月15日より、財務省は、石炭及び関連製品の輸出税を20%から10%に引き下げたが、継続したマーケット価格上昇の要因となっており、早期の制度撤廃が必要。</p> <p><b>(対応)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2015年2月12日、ベトナム政府は紛炭の輸出禁止を発表。</li> <li>・2015年5月25日、日本からの要請を受け、2015年に限定して禁輸措置を解除。</li> <li>・2016年1月以降、輸出停止の状況。</li> </ul>	・制度の撤廃。	・関税法
	日鉄連	(4)	指定貿易企業制度による輸入制限	<p>・政府指定企業のみが、商業省の発給する輸入許可証を得て輸入する指定貿易企業制度がある。(同制度の品目に鉄鋼も含まれる)</p> <p><b>(対応)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベトナム商工省は、2010年5月20日付け通達第22号(Circular No. 22/2010/TT-BCT)は、一定の鉄又は非合金鋼のフラットロール製品及び棒(HS7209、7211及び7213)の自動輸入許可について規定し、2010年5月28日付け通達第24号(Circular No. 24/2010/TT-BCT)は、一部の動物製品、食品、化粧品、プラスチック、衣服、履き物、陶器、ガラス、鉄鋼製品、アルミ製品、機械、電気機器、自動車、玩具、家具の自動輸入許可について規定している。通達第22号は2010年7月5日より施行され、2010年12月31日まで有効であり、通達第24号は2010年7月12日より施行されている。自動輸入許可の申請者は、登録した貿易業者でなければならない。かかる登録のためには、(1)署名入りの登録書、(2)申請者の事業登録証明書または投資・事業許可証明書の写し、(3)納税者登録証明書の写しを提出しなければならない。</li> </ul>	・制度の撤廃ないし手続きの簡素化。	

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				自動輸入許可を申請するためには、(1)完全な申請書、(2)輸入契約、(3)商業送り状、(4)信用状、支払い証書または銀行支払い証明書、(5)貨物運送書類の船荷証券、(B/L)を提出しなければならない。		
	日鉄連	(5)	鉄鋼製品の輸入ライセンス(IL)取得義務	<p>・2010年7月5日、冷延鋼板、線材の輸入に、12月末を時限に輸入許可証(IL)の取得を義務付ける。</p> <p>・2010年9月9日、同じく亜鉛めっき鋼板、アルミ・亜鉛めっき鋼板、カラー亜鉛めっき鋼板、ブリキにも12月末を時限にIL取得を義務付ける。上記鉄鋼製品の輸入に係るIL取得義務について2010年12月末の時限措置は2011年2月14日～12月31日に延長された。</p> <p>・2012年9月20日、新たに棒鋼、ステンレス鋼板、溶接鋼管(輸入HSコード:7214、7215、7219、7220、7306)が対象となった。</p> <p>・2014年6月16日、措置を撤廃する旨の官報告示。</p> <p>・2015年7月26日、同制度が再導入された。また、新たに半製品・その他合金鋼条鋼(輸入HSコード:7207、7224、7227、7228)が対象となった。</p> <p><b>(対応)</b></p> <p>・2012年8月7日付商工省通達23/2012/TT-BCT号で、商工省は一部鉄鋼品目に対して輸入許可制を9月20日から施行すると通達した。対象品目は、HSコード7209、7210～7212:鉄または非合金鋼のフラットロール製品、HSコード7213～7215:鉄または非合金鋼の棒、HSコード7219、7220:ステンレス鋼のフラットロール製品、HSコード7306:鉄鋼製のその他の管および中空の形材。</p> <p>・2015年6月12日、鉄鋼の自動輸入ライセンス取得制度に関する商工省通達No.12/2015/TT-BCTを公布、7月26日から施行された。自動輸入ライセンスの対象品目は、7207、7209、7210、7211、7212、7213、7214、7215、7219、7220、7224、7227、7228、7229、7306。但し、一時輸出入あるいは通過貿易での輸入及び製造および加工を目的に輸入は除かれる。</p> <p>・2015年7月26日、2014年6月16日付官報で撤廃する旨の告示があった鉄鋼製品の輸入に係るIL取得義務が再導入された。</p> <p>・2016年3月7日、ベトナム商工省は、ピレットや棒線など一部鉄鋼製品に対して暫定セーフガード措置(実施期間は2016年3月22日～10月7日)を発動する決定(商工省決定862/QD-BCT号)を下した。</p> <p>・2017年9月1日、ベトナム商工省は、一部鉄鋼(HS72類)、鉄鋼製品(HS73類)に対する自動輸入許可要件を廃止する通達を施行。</p>	<p>・事務遅延の場合の保管料アップや機会損失等。</p>	<p>・2005年3月2日付首相決定41/2005/QD-TTg号</p> <p>・商工省通達22号(22/2010/TT-BCT)</p> <p>・商工省通達31号(31/2010/TT-BCT)</p> <p>・商工省通達42号(42/2010/TT-BCT)</p> <p>・商工省通達23号(23/2012/TT-BCT)</p> <p>・商工省通達17号(17/2014/TT-BCT)</p> <p>・商工省通達12号(12/2015/TT-BCT)</p>
	日機輸	(6)	中古機械・設備の輸入規制の強化	<p>・2014年出された「中古機械輸入規制する通達」は施行延期となっているが、通達では使用5年以上の機械と新品と比べ品質80%以下の機械が輸入禁止とされている。日本製はもちろん外国製の機械は長期間使用後も十分使用できるものが多い。徒に規制することは事業の進出・拡張を阻害する。</p> <p>2015年11月13日に新通達が発行され、使用10年以内かつ品質規格に適合すれば輸入可能となった。また、新規・拡張投資案件でIRC(投資登録証明書)に記載があれば規制対象外となる。条件はやや緩和されたが、使用年数と品質基準の両方を満たすことが要件であり、追加輸入機械をIRCへ追記することは難しい。また、品質基準の審査方法も詳細が不明。</p> <p>2016年7月1日より該当規制施行。国から認可を受けた14の検査会社による検査が可能となり、大体3-4日で許可を得ることが出来る。ただし、10年以上経過した中古品を輸入する際は、上記検査に加え、ベトナム科学技術省による認可が必要となる。また、検査会社により必要となる書類が異なる事態が発生している。</p>	<p>・規制内容を緩和した上、施行再開してもらいたい。例えば使用年数と品質基準のどちらかをクリアすれば許可するなど。</p> <p>・使用年数での規制は合理性にかけるため撤廃してもらいたい。</p> <p>・品質基準の審査は国際規格に基づき公的機関が実施してもらいたい。</p> <p>・使用年数での規制は合理性にかけるため撤廃してもらい、検査の際に必要な書類を統一して頂きたい。</p>	<p>・ベトナム品質法LAW NO.05/2007/QH12</p> <p>・科学技術省「中古機械・設備・生産ラインの輸入に関する通達第23/2015/TT-BKHCN」(Circular No.23/2015/TT-BKHCN)(2016年7月1日発効)</p> <p>・ベトナム科学技術省通達13条</p>

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸 自動部品 自動部品 自動部品 日製紙 建産協 日機輸 フル工 自動部品			<p>・10年越えの装置、治具の輸入規制が有り、該当品は新規購入を行う必要が有るが、製作期間も長期に渡ってしまう又、莫大な費用が発生する。</p> <p>・製造年数が10年を超えた設備(機械)の輸入が事実上不可能となっている。粗悪な中古機械の輸入制限のため「製造年数10年未満」で「ベトナム国家基準、若しくはG7の環境・安全・省エネ基準に基づき製造された」設備のみ輸入が認められている。一方、新規投資、および拡張時は例外的に可能となっているが具体的な申請方法が分からない。</p> <p>・ベトナムでは2016年7月から中古輸入規制が始まった。10年以上の古い設備は原則輸入できなくなっており、例外規定があるが定義が不透明。事前審査もなく、輸入許可されるかは送ってみないと分からないため海事検定協会のサーベイ記録、メンテナンス記録、製造証明など根拠となる資料を揃えて輸出したが結局許可は10年経過しているという理由だけで返送となった。例外規定は機能していないと思われる。</p> <p>・原則として製造から10年を超えず、安全・省エネ・環境保護に関するベトナムまたはG7(先進7カ国)の基準に適合している場合のみ輸入が可能との法律に対し、日本製設備を日本でオーバーホールし、ベトナム政府に指定されている日本海事検定協会の鑑定を受けた上で輸入手続きを行ったのにもかかわらず、長期間輸入許可が下りず、開梱もされず設備現物の検査・審査を受ける事がないままに、最終的には輸入が認められなかった。結果として日本へ返送せざるを得なくなったが、港に長期間放置された為、当該設備の内、一部は錆の為に日本で廃棄処分となった。</p> <p>日本その他海外からベトナムに移管されてくる設備の大半は製作から10年越えが多く、今後の事業拡大が困難となる。</p> <p>・10年以上の中古設備について、規制がかかっており、原則的にベトナム国内への輸入が出来なくなっている。日本国内で使用している設備をベトナム国内へ移設する事が出来ず、不要な設備投資を行わなければならない投資効果が低下する。</p> <p>・中古機械の輸入条件は、①設備年齢10年以下、且つ②安全/省エネ/環境の基準(ベトナム国家基準(QCVN)またはG7諸国基準)の遵守、とあるが、G7の何の基準を遵守するか、は明確にされていない。特別事例として生産活動を維持する為に10年超の中古機械が必要な場合、MOST(ベトナム科学技術省)は各省庁と検討を行うとあるが、手続きの基準が不明瞭。</p> <p>・使用年数10年を超えた中古機械・設備の輸入は原則として認められない。日本製設備の場合、10年経過した設備でも、メンテナンス等を実施することで稼働に問題なく、設備コストの低減のためにも重要である。10年経過した設備でも輸入を認められる事例もあるが、その手続き、プロセス等が明確化されていない。</p> <p>・ベトナムにおいて、中古設備の輸入が基本的に禁止されており、まだ十分に活用出来る日本の中古設備を海外に輸出出来ない。</p>	<p>・工場設備として稼働する装置、治工具類は非該当として頂きたい。</p> <p>・製造年数10年を超えた設備(機械)の輸入時手続きの明確化。</p> <p>・設備は再整備をしてサーベイで許可があるものは10年以上の設備でも輸入を認めて欲しい。例外条件を明確にして欲しい。</p> <p>・法律の撤廃又は効力の停止。</p> <p>・他の東南アジア諸国、中国等並みの法運用の明確化。</p> <p>・制限の撤廃、もしくは緩和策の導入等を検討していただきたい。</p> <p>・10年超の中古機械の輸入に際して、基準を明確にし、スムーズに手続きが出来るようにして頂きたい。</p> <p>・本来、粗悪な中語製設備の輸入を規制するための規定であり、日本製中古設備へ適用することを見直して頂きたい。</p> <p>・ベトナムに日本の中古設備に関する輸入禁止の緩和又は撤廃を働きかけて欲しい。</p>	

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p><b>(対応)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2013年8月9日、ベトナムの首相は企業の機械・設備の輸入に対する管理を強化する政策に関する指示(Indication 17/CT-TTG 号)を公布した。企業は投資証明書を申請する際に、事業活動用の機械・設備を輸入する予定がある場合、当該機械・設備の技術的パラメーターや性能などについての説明書を提出する必要がある。</li> <li>2014年7月9日、ベトナム科学技術省は、中古機械・設備の新たな輸入要件を規定する2014年7月15日付け通達第20号通達を公布(2014年9月1日発効予定);中国製の旧式で安価な機械設備の流入を規制することが狙い。 —越科学技術省通達第20号【越語】(<a href="https://www.customs.gov.vn/Lists/VanBanPhapLuat/ViewDetails.aspx?ID=7704">https://www.customs.gov.vn/Lists/VanBanPhapLuat/ViewDetails.aspx?ID=7704</a>)</li> <li>2014年7月15日、輸入される中古機械・設備の条件を使用期間5年以内(一般的な機械用途の場合)、新品の80%以上の品質であることを条件とする通達 No.20/2014/TT-BKHCN を公布した。</li> <li>Circular No. 20/2014/TT-BCT(2014年7月15日科学技術省公布 9月1日発効)製造5年未満かつ品質新品の80%の条件が課された。2014年9月1日施行予定だったが陳情によって現状延期中。科学技術省から半年後の施行、即ち今年3月1日施行と口頭でこれまで言われていたもの。修正の第1ドラフトが昨年11月に策定され、関係省庁の意見が聴取され、今年1月15日付で第2ドラフトが策定された。</li> </ul> <p><b>【第2ドラフト内容】</b>  施行時期:2015年12月1日  最新のドラフトの主な内容:  輸入条件:製造から10年未満、品質は新品70%以上。  特別条件:—加工工作機械(HS84.56~HS84.66):原産国がEU、G8は12年、70%  —工事施工用機械:原産国がEU、G8、韓国は12年、70%  —製紙・繊維機械(HS84.39、HS84.41~HS84.54):原産国がEU、G8、韓国は12年、70%  —農業用機械:5年、80%  —生産ライン:10年、70%。  生産ラインの特別条件:EU、G8、韓国の場合、10年以上でもMOST申請し許可する。  —部品:国内製造できないこと、品質70%以上は許可。 <ul style="list-style-type: none"> <li>2014年8月29日、9月から実施予定であった中古機械・設備の輸入に関する通達 No.20/2014/TT-BKHCN は、産業界からの強い反対を受けたこともあり、科学技術省大臣決定 2279/QD-BKHCN により効力を停止した。</li> <li>ベトナム科学技術省は、効力を停止した中古機械・設備等の輸入規制に関する「中古機械・設備・生産ラインの輸入に関する通達 20/2014/TT-BKHCN 号」(通達第20号)の改正案を公表。</li> <li>2015年11月13日、中古機械・設備の輸入を規定する科学技術省の通達 Circular 23/2015/TT-BKHCN 号が発行され、2016年7月1日に施行予定。  (1)中古機械・設備の輸入の要件として、①使用期間(製造からベトナムの港に到着するまでの期間)が10年を超えないこと。②ベトナム国家技術基準(QCVN)、ベトナム国家基準(TCVN)又は安全、省エネおよび環境保護に関するG7各国の基準に基づき製造されたこと。  (2)但し、外国直接投資案件に属する中古設備で、投資案件申請書類に当該中古設備のリストが記載され、投資法の規定に基づいて管轄機関によりプロジェクトが承認された場合には、(1)の条件は適用されない。</li> </ul> <p><b>(改善)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2015年11月13日、中古機械輸入に関する新通達が出され、使用10年以内かつ品質規格に適合すれば輸入可能となった。また、新規・拡張投資案件で投資登録証明書があれば規制対象外となった。</li> </ul> </p>		
	JEITA 日機輸	(7)	通関手続の煩雑・ 遅延	通関後の調査プロセスが複雑で異なる複数の政府機関から度重なる審査が入る。	各機関で情報共有して欲しい。	Article 144, Circular No. 79/2009/TT-BTC Circular No.38/2015/TT-BTC (replace)

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	フル工			<p>・2016年ハノイに、製品説明用にデモユニット(サンプル品)を送った際に、現地通関に2週間かかり、ギリギリのタイミングでクライアントに到着した。(弊社製品は、産業機械に使用する一般機械部品であり、輸出管理令に基づく非該当製品。)</p> <p><b>(対応)</b></p> <p>・2008年12月12日、ベトナム産業貿易省は、広く消費財に対して自動輸入許可を義務付ける通達を公布した。対象となる物品には、特定の自動車とバイク、コンピュータとラップトップ、カメラとビデオカメラ、音響装置、広い範囲の家庭用機器・装置・製品、化粧品・化粧用品、及び家具が含まれる。この新たな義務は、官報での同通報公示から21日後に発効する。2009年1月1日以前に産業貿易省が発行した認定内容付きの自動輸入許可は、その後も有効となる。</p> <p>・2010年5月20日、商工省は登録した貿易業者を対象とする一定の鉄または非合金鋼のフラットロール製品及び棒(HS 7209、7211及び7213)の自動輸入許可について規定した通達第22号(Circular No. 22/2010/TT-BCT)を公布した。</p> <p>・2010年5月28日、商工省は、自動輸入許可対象となる動物製品、食品、化粧品、プラスチック、衣服、履き物、陶器、ガラス、鉄鋼製品、アルミ製品、機械、電気機器、自動車、玩具、家具、約1500品目を規定した通達第24号(Circular No. 24/2010/TT-BCT)を公布した。</p> <p>・2010年6月14日、商工省、運輸省、財務省は、7月29日以降16人乗り以下の自動車の輸入を5つの国際港(カイヤンクアンニン、ハイフォン、ダナン、ホーチミン、ハリアーブンタウ)に指定し、車両の品質安全と環境保護に関する検査を義務付ける通達(25/2010/TT-LT-BCT-BGTVT-BTC号)を公布した。</p> <p>・2011年5月12日、商工省通達20号(20/2011/TT-BTC)により、完成車(CBU)を輸入する業者に対して、5月12日以降の現在の輸入契約も含めて輸入しようとする自動車メーカー、販売店の委任書類の提出を追加して義務付けた。</p> <p>・2014年4月1日、ベトナム税関総局は、貿易手続き・通関システム(VNACCS/VCIS)をハノイ及びハイフォン税関局で4月1日より正式稼働する旨公表した。全国(省市)展開は今年6月までを予定。VNACCS/VCISは、日本のNACCS輸出入・港湾関連情報処理システム及びCIS通関情報総合判定システムを基にベトナム向けに改良された自動貨物通関情報処理システム。</p> <p>・2015年3月、ベトナム科学技術省、産業界からの反対を受け効力を停止した中古機械・設備等の輸入規制に関する「中古機械・設備・生産ラインの輸入に関する通達20/2014/TT-BKHCN号」(通達第20号)の改正案(2015年7月1日より施行予定)を公表した。2015年7月1日より施行予定。</p> <p>・2015年7月15日、ベトナム運輸省は、Circular No. 17/2015/TT-BGTVTに基づき国境通過貨物の輸送に関する新たなルート及び国境ゲートを公表(7月15日より実施)。</p> <p><b>(改善)</b></p> <p>・2001年6月26日、国会は通関手続きを改善・円滑化する関税法29/2001/QHを可決した。この新法は、8章82条からなり、次のような規定を含む:(1)関税規則遵守した証明付記録のある企業による輸出入検査を免除する、および(2)それらの輸入される原材料価額の10%のみ検査対象とする。</p> <p>・2002年9月4日に発効された決定113-2002-QD-TTgに従って、関税総局は財務省へ統合された。政府価格委員会は、2002年9月19日付決定123-2002-QD-TTGに従って財務省へ統合された。</p> <p>・2005年6月20日、電子通関手続きの試験プログラムに関する決定149/2005/QD-TTgが公布され、その目的は(1)地域的・国際的な近代的通関基準と整合的な通関業務の改善、(2)手作業から電子通関手続きへの変更である。また、決定149によって、輸出入業者は輸出入後に5年間の電子通関申告書の保存と申告責任を負う。</p> <p>・2005年12月12日、政府は政令154/2005/ND-CPを公布し、通関手続、税関検査、管理体制に関する関税法の実施細則を定めた。これは、政令101と政令102に代わるものであり、2006年1月1日より施行されている。政令154によって、次の輸出品や輸出品が通関手続、税関検査、管理体制の対象となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 輸出品、輸入品及び一時滞在庫品、</li> <li>2) 出国、入国、通過にあたり輸送途上にある商品、</li> <li>3) 外国通貨、ベトナム通貨、貴金属、宝石類、文化財、遺物、郵便物、小包、</li> <li>4) 出入国者の荷物、</li> <li>5) 税関事務所の業務管轄地域にある、その他の輸出品、輸入品、一時滞在庫品、貯蔵品。</li> </ol>	<p>・迅速な通関処理。</p>	<p>・Circular No.128/2013/TT-BTC (expired)</p>

※經由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・2007年4月4日、通商省は回状 No.04/2007/TT-BTM を発行し、国内企業および外資系企業(FIE)による物品の処理手続、輸入品の清算、製品減耗など、製品・機械・装置・原料・スベーパーツ・コンポーネント・その他の物品でベトナムへの投資に必要な物品の輸出入手続に関する指針を規定した(「回状 04」)。回状 04 に基づき、FIE に適用されている輸入関税免除に関わる輸入計画・承認の要件は無効となる。回状 04 の発効により、FIE は関連投資証明書・投資許可書に記載されている FIE の投資プロジェクトの目的・規模に基づき、固定資産を形成する機械・装置、および製造に必要なその他の物品を自由に輸入できることになる。ただし、産業管理の監督省庁の許可を必要とする物品の輸入や、輸入を禁止されている物品を除く。上記の物品の輸入手続・申請、関税減免の決定は、関税規則に基づいて行われる。</li> <li>・政府は 2007 年 6 月 7 日に Decree 97/2007/ND-CP を発行し、税関における行政違反に対する処分と行政決定の強制執行に関するガイダンスを定めた。これは 2004 年 6 月 17 日付け Decree 138/2004/ND-CP に取って代わり、2007 年 7 月 1 日より発効している。これに続いて、財務省は 2007 年 6 月 14 日、Circular 62/2007/TT-BTC を発行し、2007 年 6 月 7 日付け Decree 97/2007/ND-CP の施行ガイダンスを提供した。この Decision は 2005 年 2 月 16 日付け Circular 14/2005/TT-BTC に取って代わった。</li> <li>・財務省は 2007 年 8 月 6 日、Decision 71/2007/QD-BTC を発行し、16 の輸入品を対象とした輸入スタンプの非貼付措置を発表した。</li> <li>・税関局は 2007 年 8 月 9 日、Official Letter 4537/TCHQ-KTTT を発行し、2005 年 12 月 31 日以前および 2006 年 1 月 1 日以降に認可された案件に適用される輸入関税免除を受けるための輸入物品リストの登録手続についてさらに明確にした。</li> <li>・税関総局は、2009 年 7 月 14 日、通関時の評価に関する各地方税関からの質問に対し、より詳細な説明としてオフィシャルレター No.4190/TCHQ-KTTT を発行した。このオフィシャルレターには、当局のデータベース、輸入商品の通関時の適切な評価額を調査した資料等から評価に関し企業が注意すべき課題が示されている。</li> <li>・2014 年 4 月から新たに電子通関システム(VNACCS)について、4 月 1 日、ハノイ市税関の北ハノイ支局とハイフォン税関第 1 港湾支局で導入を皮切りに段階的に導入するスケジュールを発表した。6 月下旬までに全国の税関支局で導入される予定。</li> <li>・2015 年 1 月 1 日、ベトナム政府は、2014 年新税関法に基づく優先制度、事前確認制度、通関手続の電子化、税関による事後検査の明確化等の実施を指導する政令(Decree No. 8/2015/ND-CP)を施行した。</li> <li>・2015 年 9 月 8 日、ベトナム税関は、ナショナル・シングル・ウィンドウを正式に運用開始した。</li> </ul>		
	建産協	(8)	通関手続・関税還付手続の煩雑	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特にコモデティ化された部品の調達において、ローカルサプライヤーを選定する際に、サプライヤーが保税企業であるためローカルサプライヤーで発生する税還付手続、通関手続の煩わしさより、取引ボリュームの大小にもよるが敬遠(取引したくないと)されることがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税還付・通関手続の簡素化。・手続の集中代行会社活用。</li> </ul>	
	JEITA 日機輸	(9)	輸入免税枠の不適合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入関税の免税枠が申告価格 US\$300 まであり、ほぼ全量課税となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水準の適正化検討をして頂きたい。</li> </ul>	
	JEITA	(10)	輸入通関手続書類による買い手への価格漏れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・On the spot Export/Import(物品がベトナム国内企業の 2 社間で直接輸送されるもの、商流としては一度海外の企業を経由する取引)の際に、海外企業の仕入れ値がベトナム国内の買い手に漏れてしまう可能性があり、ビジネスに支障をきたす。(ベトナム国内の買い手が輸入通関する際に、ベトナム国内の売り手の輸出通関時の CDS: Custom Declaration Sheet が必要になる為)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・On the spot Export/Import に対する手続の必要書類の明確化と価格漏れの防止策の構築。</li> </ul>	
	日鉄連	(11)	鉄鋼セーフガード措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2015 年 12 月 25 日、半製品・棒線に対するセーフガード調査を開始。</li> <li>・2016 年 3 月 7 日、半製品・棒線に関するセーフガード調査に関して、競争庁が 3 月 22 日より最大 200 日間、半製品に 23.3%、棒鋼・線材に 14.2%の暫定税を賦課する旨、決定。</li> <li>・2016 年 7 月 6 日、カラー鋼板に対するセーフガード調査を開始。</li> <li>・2016 年 7 月 18 日、半製品・棒線に関するセーフガード調査に関して、商工省がクロの最終決定。</li> <li>・2016 年 8 月 2 日～2017 年 3 月 2 日半製品 23.3%・棒線 15.4%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・措置撤廃など。</li> </ul>	

※經由団体:各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。



区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>－2017年3月22日～2018年3月21日半製品21.3%・棒線13.9%            －2018年3月22日～2019年3月21日半製品19.3%・棒線12.4%            －2019年3月22日～2020年3月21日半製品17.3%・棒線10.9%</p> <p>2017年5月31日、カラー鋼板に関するセーフガード調査に関して、商工省がクロの最終決定。(2017年6月15日～2020年6月14日の3年間、国別に設定された割当数量を超過した輸入鋼材に対し、19.0%のセーフガード税が課される。但し、特定ユーザー向けの電機用途等のものは除外。数量枠は、2017年6月15日～2018年6月14日380,679トン、2018年6月15日～2019年6月14日418,747トン、2019年6月15日～2020年6月14日460,622トン。)</p> <p>(対応)            ・2016年7月7日、ベトナム商工省は、カラー塗装鋼板(合金・非合金鋼・冷間圧延・亜鉛めっき製)及び亜鉛めっき塗装鋼板に対するセーフガード調査を開始。            ・2016年7月18日、ベトナム商工省競争庁は、鋼片及び鋼棒に対するセーフガード調査でクロの最終決定。一定の条件を満たす発展途上国からの輸入品を除き、最終セーフガード税を適用。</p>		
	自動部品	(12)	FTA原産地証明の取得手続の煩雑・遅延	現在のEPAやFTAを締結した国々との貿易では優遇関税の取引が活発になると予想されるが、優遇関税を適用するには特定原産地証明を出荷毎に我が国の商工会議所に出向いて入手し、輸入国での輸入通関に間に合うように発送する必要がある。	貿易サブシステムなどを活用し、申請、取得、輸入者への提出が電子的に行えるようにする。	
	日鉄連	(13)	遡及発行された日越EPA原産地証明書の不受理	日ベトナムEPAにおいて、遡及発行された原産地証明書(CO)が、ベトナム税関によって認められず徴税を求められるケースがある。日本では出荷日以降を遡及発行とするのに対し、ベトナムでは出荷後4日以降を遡及発行としていることが原因と思われるが、EPA協定上は双方の方式が認められており、末端の税関職員への制度運用方法の周知不徹底によるものと思われる。 2014年6月10日、ベトナム税関より、制度運用方法周知に関する通知がなされた。	<p>・EPA協定に沿った徴税の実施。</p> <p>・税関への制度周知の徹底。</p>	
	日機輪	(14)	TPP協定の暫定案文のISDS条項に対する懸念	<p>・TPP協定の暫定案文第9章(投資章)にあるISDS条項(Investor-State Dispute Settlement Clause:投資家対国家間の紛争解決条項)により、TPP参加国とのビジネスにおける偏った訴訟リスクの懸念がある。</p> <p>(対応)            ・2016年2月に12か国がTPP協定に署名したが、2017年1月に米国が離脱宣言をしたため、11か国の関係がTPP早期発効に向けた検討を行うことで合意し、同年11月にベトナムで開催されたTPP閣僚会合において、TPP11協定(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定:CPTPP)を大筋合意した。2018年3月8日には、我が国を含めて11か国の関係がチリのサンティアゴで開催されたTPP11署名式において署名を行った。新協定では、凍結項目にISDS(投資許可、投資合意)関連規定(第9章)が含まれた。  <b>【TPP11】</b>:第二条特定の規定の適用の停止(凍結)締約国は、この協定の効力発生の日に、この協定の附属書に掲げる規定の適用を停止する。締約国は、これらの規定のうち又は二以上の規定の適用の停止を終了させることに締約国が合意する時まで、当該規定の適用を停止する。            ・2018年7月20日現在、我が国を含む3カ国が国内手続を完了し、協定の寄託国であるニュージーランドに対し通報済み。日本政府は、2018年7月6日、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(TPP11協定)の国内手続の完了について、本6日、茂木経済再生担当大臣から駐日ニュージーランド大使に伝達するとともに、在ニュージーランド大使館から寄託国であるニュージーランド政府宛てに通報を行った。            ・2018年12月30日、TPP11協定発効。</p>	<p>・ISDS条項に対する再検討。</p>	<p>・TPP協定の暫定案文</p>

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	建産協	(15)	輸出時・輸入時のHSコードの相違	<p>ベトナムはASEANのEPA譲許表に2007年版HSコードを適用しているが、日本輸入時は2017年1月1日に更新された最新の2017年版HSコードを適用しており、ベトナムで発行する原産地証明書記載のHSコードと日本で通関手続きするHSコードが異なる。</p> <p>例) -ベトナムからの輸出時 4418.90 -日本での輸入時 4418.99</p> <p>輸出入時にHSコードが異なるため、相互に混乱が発生する。ASEAN各国が何年版HSコードに基づいて記載しているかを確認した上で対応しなければならない。</p>	<p>HSコードの統一を図っていただきたい。(HSコードの更新時に各国のEPA譲許表も更新版に対応する、もしくは該当製品の輸入時には2007年度版コードを特別適応する、など)</p>	<p>EPAにかかるHSコードの取扱いについて(税関ホームページより)</p>
	建産協	(16)	基準が不明確で手続きが不透明な輸入制度の導入	<p>アルミ建材生産用にリサイクル原料(いわゆるスクラップ)の使用比率拡大を目指しているが、未成熟な国内市場からの調達に難しく輸入に依存せざるを得ない環境において、輸入開始の手続きの過程で事前に説明のないまま、①不純物混入比率の規則(当社の場合、上限0.55% max)、②①を超過時の貨物強制送還規則を設定され、日本や周辺ASEAN諸国と比べ調達条件が不利となった。特に①については(a)「異物」や上限数値の基準があいまいで、ケースバイケースで恣意的に設定されているように感じられる。(b)輸入の都度検査を受け、提供したサンプルが分析されることになっているが、検査方法も不明確で結果の信頼性が低い。本規則を含め諸許認可手続きは全般的に手続きの全体像が見えにくい上、法規の追加・変更など予告なく行われることもあって、業務の進捗管理が難しい。</p>	<p>基準の数値や検査法など根拠を明確化し公平性・透明性を高めてほしい。</p> <p>遵守度など実績に応じて規制軽減・撤廃など輸出入者の業務効率化となる制度改善や弾力的運用を希望する。</p>	
	建産協	(17)	地域毎の法制度の周知と実施時期の不統一	<p>中央政府の発令した改正・制定された内容に対し、地域毎にその周知度やタイミングが異なることがあり、国内調達時においてもサプライヤーのある地域毎に税関の解釈や指摘内容が異なることで物流停滞や追加手続きなどが発生する。</p>	<p>政府主導による周知の徹底管理。</p>	
	日機輸	(18)	関税の課税基準の不透明	<p>ベトナム市場での同種の商品との価格比較の証明となる書類、税関当局の独自の基準でその都度異なる種類の特殊な書類を要求され、結局当局が再計算した関税を支払うこととなっている。関税に関する基準が不明確であり、企業にとって混乱を引き起こしている。</p>	<p>明確な関税の課税基準の導入。</p>	<p>Decree No. 08/2015/ND-CP Circular No. 38/2015/TT-BTC Circular No. 39/2015/TT-BTC</p>
	製薬協	(19)	抗菌薬・自動車の輸入規制	<p>ニューキノロン(抗菌薬)への輸入規制がある。国の入札制度に則って落札されているにも関わらず、過去の売上実績を参考に、入札条件とは異なる輸入枠を決めるのは不合理であり、今後の自由競争を侵害しかねない。薬剤耐性菌の抑制策として抗菌剤や抗生剤の使用を減らす目的で輸入枠を設定しているのであれば、それには別の政策が必要である。</p> <p>2018年1月1日より、完成車の輸入規制を設ける政令が施行された。輸入自動車の品質や安全性確保を目的とされているが、実際にはWTOでコミットされた2018年から施行のASEAN域内からの自動車輸入税撤廃に対し、国内自動車メーカーを保護することが目的とみられる。1月1日～15日までに輸入されたのは僅か60台、前年同期比で5000台減となっており、在ベトナム日本商工会議所からも苦情の声明が出ている。</p>	<p>国の入札制度に則って落札できた輸入量を後から国が別途制限する事は、企業運営に著しい影響を与える事であり、止めて頂きたい。</p> <p>本政令は輸入障壁を設けるもので、WTOコミットに対する違反であり、見直して頂きたい。</p>	<p>運輸省通達 政令 116号 (116/2017/ND-CP) Circular 20/2017/TT-BYT</p>
	日機輸					

※經由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
	日機輸	(20)	通関での現物確認	・特にベトナムの輸入通関における現物確認が厳しく、時間・コストがかかる。	・ベトナム輸入通関における手続きのスムーズ化。		
	日化協	(21)	通関時の製品有効期限規制	・通関時に製品の有効期限残存期間が有効期間の2/3以上無いと輸入が認められない。	・顧客との取り決めで問題ない範囲の製品を輸出しているため、当該規制は不要。	・農薬輸入に関する新法	
12	為替管理	JEITA 日機輸	(1)	実需原則による為替取引制限	・実需原則に基づき投機的な取引が禁止されていることから、外貨購入については金融機関に実需取引の有無を確認する義務が課せられている(インボイス、ローン契約書等)。同一グループのシンガポール金融会社との為替取引(為替決済実行時の相互資金送金)が不可能。  <b>(対応)</b> ・外為制度は実需原則に基づき投機取引が禁止されている。外貨購入に際して金融機関に実需取引を確認する義務が課せられている。 ・中央銀行は金融機関に実需確認を求めており、銀行は海外への支払い決済に際し取引契約書、インボイス、通関証明の提示を求めている。実需確認はベトナム・ドンから外貨へのエクスチェンジ(先物予約を含む)にも必要とされる。外貨からベトナム・ドンへのエクスチェンジにも資本取引に関しては実需確認が必要とされる。	・為替取引の自由化。	・SBV(中央銀行)為替制度
	JEITA 日機輸 JPETA 電線工	(2)	外貨借入規制	・外貨借入について、以下の問題がある。 一 外貨収入のない会社は国内金融機関から外貨借入ができない。 二 借入に際しては資金用途を証する書類(実需証明書類)の提出が必要。 ・銀行からの借入用途が限定される。 ・ベトナム国内で借入した外貨は、外貨収入を原資として返済しなければならない(ベトナムドンを返済の原資とできない)。国内取引において支払いを受けたベトナムドンは外貨借入の返済に充てられず、運転資金計画に影響を与える。  <b>(対応)</b> ・2011年3月25日、ベトナム商工省はベトナムへの輸入を奨励しない品目リストを定めた決定第1380号(Decision No. 1380/QD-BCT)を公布した(即日発効)。同リストには、HS第73類、第84類、第85類、第87類、第90類、第91類の品目を含む幅広い製品が列挙されている。同リストは当該品目に対する障壁を積極的に設けるものではないが、ベトナム政府は当該品目の輸入を抑えるため、輸入者が外貨を入手しづらくするよう制限を試みている。ベトナム国立銀行(SBV)は2010年4月29日付け Official Dispatch No. 3215/NHNN-CSTTを通じて、信用機関に対し、同リストに列挙された製品の輸入代金の決済に使用される可能性のある外貨の貸付を慎重に検討し、厳しく管理し、制限するよう指示した。SBVはまた、2010年11月20日付け Decision No. 2677/QD-NHNNを通じて、同リスト及び国内製造必需品リスト(2010年5月28日付け商工省決定第2840号)に列挙された製品の輸入代金の決済を目的とした信用機関による外貨の販売、貸付、送金を日々監視するための部門間作業グループを設置した。ベトナム政府は、同リストに列挙された製品のMFN税率に近い将来に引き下げる予定はない。	・外貨取引の条件撤廃、緩和。  ・用途を流動的にしてほしい。 ・規制の緩和。	・SBV外貨管理制度 ・Circular No.07/2011/TT-NHNN ・Circular No.37/2012/TT-NHNN	
	日製紙	(3)	借入金の用途制限	・長期借入は登録が必要であり登録目的外の使用が制限されており、一定の金額をプールした中での時宜を見た投資などへの自由な資金活用ができない。	・登録自体の廃止が不可であれば、概算枠による登録などへの変更により用途制限を緩和して欲しい。		
	JEITA 日機輸	(4)	二重為替相場	・クローリングペッグ制度を採用しているが、中銀設定の為替レート(USD/VND)と非公式市場のレートの間乖離が生じており、ベトナム市場でUSDが調達できずベトナム国外へのUSD支払が遅延する。	・中銀の為替介入による非公式レートの撲滅。 ・変動相場制への移行。	・SBV外貨管理制度 ・Decree No.160/2006/ND-CP ・SBV為替制度	

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p><b>(対応)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ベトナム中央銀行(SBV)は2008年3月10日、ベトナム通貨ドン(VND)の1日の為替変動幅を公式為替レートのプラスマイナス1%(従来は0.75%)に拡大すると発表した。この措置は、記録的な高インフレへの対策として為替変動幅をプラスマイナス2%に拡大するよう指示したグエン・シン・フン副首相の3月4日付け指令を受けて発表されたものである。食品や石油の輸入コスト上昇と中国製品の輸入増とが相俟って、2月のインフレ率は前年同月比15.7%と12年ぶりの大幅な伸びを示した。大半のアジア通貨(人民元を含む)の価値は、米ドルに対して上昇している。</li> <li>一方、ベトナムの政策当局は、輸出を促進し、成長率目標8~9%を達成するため、ドン高を抑えようとしている。通貨供給に的を絞ったベトナムの金融政策は自国通貨ドンに一層の上げ圧力を加えており、このことが流動性の収縮(liquidity crunch)をもたらしている。また3月4日付け指令に基づき、中央銀行と政府はそれぞれ、インフレに対処し、信用の拡大を抑えるための多くの措置を講じる予定である。</li> <li>2009年11月25日、スポットレートと闇レートとの差は過去10年間で最大の約16%にまで拡大した。闇レートは2009年1月の1米ドル=約1万7500ドン(平均公式レートの1米ドル=1万7463ドンに近かった)からスタートし、2009年11月25日には、1米ドル=約1万9800ドンへと12%近く下落した。この下落後、闇レートは1万9500~1万9700ドンにまで強まったが、公式レートと闇レートの間には依然として大きな開きがある。</li> <li>2011年2月11日、ベトナム国家銀行(中央銀行)は、①通貨ドンの対ドルコアレートを1ドル=1万8,932ドンから2万693ドンに切り下げる、②為替取引バンドは±3%から±1%に縮小すると発表し、即日実施した。今回のドン切り下げは輸入超過の抑制、主体的で柔軟な金融政策を実施するためとしている。</li> <li>2011年2月以降、米ドル/ベトナム・ドンの直物取引の値幅は中銀が提示するコアレート+/-1.0%に制限されている。</li> <li>2012年8月、ドンの急落に対応するため二重相場制が復活した。</li> <li>2013年6月28日、中銀は1年半ぶりにドンの対米ドルコアレートを1%切り下げ、ドン建て及びドル建て預金の上限金利の引下げを実施した。</li> <li>2016年1月4日より、米ドル・ドン為替レートに「中心レート」を設け、毎朝発表して円やユーロ、人民元などの他の主要通貨と連動させる制度を導入した。中心レートを変更する際には、①銀行間におけるドル・ドン加重平均レート、②ベトナムとの貿易、貸出・借入、大きな投資がある各国の主要通貨の海外市場での変動、③マクロ経済と為替のバランス、④為替政策の目標との整合性、が考慮される。</li> </ul>		
14税制	JEITA	(1)	ベトナム国内サービス提供への外国契約者税賦課	<p><b>D term(DDP DAP等)条件など、外国企業の負担によるベトナム国内輸送を行う場合、FCT(Foreign Contractor Tax: 外国契約者税)として販売金額の全体に対して1%が課税される。これは外国企業のベトナム国内での活動を制限するものである。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日越租税条約上、同国にPEを有していない場合、ベトナムに課税権は無いにも拘わらず、「Not True Beneficially Owner」としてFCT(Foreign Contractor Tax = 外国契約者税支払)が課税されるケースが存在する。</li> <li>ベトナム企業にサービスを提供した場合、販売金額に対して5%、ロイヤルティに対して10%のFCTが徴収される。</li> <li>また、ベトナム企業側がFCT分を引かずに売上入金してきたことがあった。(その後返金するなどの処理が発生するなど、取引が煩雑)</li> <li>日本人出向者の人件費を本社が出向者に支払、現地法人が本社に戻入する形式を取ると、出向協定を結んでいても人材派遣の名目で外国契約者税を課税される恐れがある。</li> </ul> <p><b>(対応)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2012年4月12日、外国契約者税に関する新たなガイドライン Circular 60/2012/TT-BTC が公布され、外国契約者税は、ベトナム国内に法人を有さない個人や外国組織が、ベトナムの個人または法人などとの契約に基づく経済活動で得た利益に対して課せられる税であるが、本ガイドラインで課税対象取引に「(On the spot 輸出入取引/DDP, DAT, DAP条件を含む)」が追加されたため、インコタームズのDDP, DAT, DAP条件で輸出販売する日本法人に対して、契約書記載の金額(輸入申告価格)に「みなし法人税」の1%を源泉徴収されるケースが増えている。外国契約者にとって、所得に対して居住地で法人税を課された上に、ベトナムでも外国契約者税で法人税を課されるのは「二重課税」であること。</li> <li>Circular 60では「外国契約者がベトナムに恒久的施設を有しているか否かにかかわらず課されるもの」(第1条)と定められており、ベトナムに恒久的施設</li> </ul>	<p><b>FCT 撤廃。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ベトナム税務当局に対して外国契約者税の適切な改正・運用を依頼して頂きたい。</li> <li>FCT の撤廃。</li> <li>駐在員を派遣する際の手続き・規制を明確にして頂きたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2008年12月31日付け Circular134/2008/TT-BTC</li> <li>2012年4月12日付け Circular60/2012/TT-BTC</li> <li>Nil</li> </ul>

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
				を有していない日本法人の事業活動から生じる所得への課税は、日越租税条約違反であるが、実務上は、インコタームズを DDP などから工場渡し (EXW) に変更する日本企業が増え始めているとのこと。(2013年9月25日付 JETRO 通商弘報)			
	日機輸	(2)	移転価格税制におけるマスターファイル作成期限と言語	・マスターファイル(MF)は会計年度終了後 90 日以内となっており、子会社が 12 月決算の場合、3 月末に同文書を作成しなければならず、他国と比べ異常に短期間である。また、言語はベトナム語でなければならない。	・期間の宥恕規定をお願いしたい。 ・言語は英語も可としてほしい。	・移転価格法令 (No. 20/2017/ND-CP (Decree 20))	
	日機輸	(3)	日越租税条約に違反した PE 課税	・日越租税条約第 5 条第 3 項にて、6 ヶ月を超える期間存続する「建築工事現場若しくは建設、据付若しくは組立ての工事又はこれらに関連する監督活動」が PE を構成すると定義されているが、ベトナム国内法 (Decree No. 59/2015/ND-CP) では上記工事関連業務を履行するには期間に関わらずライセンス取得・事務所 (PE) 登録を義務付けている。これにより、租税条約上の PE に該当しない 6 ヶ月未満の短期工事関連業務もベトナムでは課税対象とされ、租税条約上の恩恵を享受できない。	・国内法改定による租税条約との矛盾解消。	・日越租税条約第 5 条第 3 項 ・ベトナム政府政令 Decree No. 59/2015/ND-CP	
	JPETA	(4)	債務者主義採用による駐在員事務所における使用料の源泉徴収義務	・日越租税条約において使用料の所得源泉地として債務者主義が採用されていることにより、駐在員事務所借している車、コピー機の使用料に源泉徴収義務が生じている。 一方、現地業者から日本国の税金負担の理解は得られず、納税義務者である当社の負担にならざるを得ない状況になっている。	・租税条約上の債務者主義撤廃による使用料の源泉徴収義務の廃止。	・日越租税条約	
	JEITA	(5)	一部仕入 VAT の還付の不認可	・12 ヶ月連続又は四半期連続で控除できない仕入 VAT がある場合は還付申請ができたが、2016 年 7 月の改正法では当ケースにおける仕入れ VAT の還付が認められなくなった。 これにより VAT 免除となっている EPE と取引を行う際、VAT の請求ができなくなってしまうため、トレーディングカンパニーの立場では VAT の還付されない VAT10%を負担 (もしくは販売価格に 10%を ON) しなければならないという問題が発生することになる。	・この問題の発生により、材料、部品メーカーで現地で商社機能果たすメリットがなくなり、直接顧客をサポートするという形態が取り難くなる。是非とも撤廃していただきたい。	・Law106/2016/QH13 ・Decree100/2016/ND-CP ・Circular130/2016/TT-BTC	
	日機輸	(6)	改正税法の遡及適用	・税法改正を実施時期を過去に遡って実施されるケースが依然として残っており、現場が混乱するケースがある。	・税法改正の過去に遡っての実施はやめて貰いたい。		
	日機輸	(7)	税制通達の地方当局への周知遅延	・税制通達が、頻繁に国から発行されるが、その案件について地方の税務当局に質問をしても、そもそも発行されていることさえ知らされていない場合がある。	・税務当局の地方までの情報伝達方法の確立と教育をお願いしたい。		
	日製紙	(8)	所得税把握時期に関する懸念	・担当者の現地赴任が 6 月であったにもかかわらず、4 月に事前出張をしたため、所得税を 4 月から計算されてしまう懸念有りとのコンサルのアドバイスを従い 4 月分から納付したが、行政側の運用が不透明。	・日本との租税条約等における法制度、運用ルールの整備。		
16	雇用	日製紙	(1)	VISA/就労許可取得手続の頻繁な規定変更	・海外派遣者の VISA/就労許可取得にあたり、頻繁な規定変更についての詳細な情報を迅速に収集する事が難しく、また当局担当者による解釈の違いがある。	・運用の一元化と取得にあたっての手続き簡素化を要望する。	

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日製紙 日機輪	(2)	短期の出国・再入 国者へのビザ取得 義務の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>1ヶ月内の複数回渡航の為にビザ取得が必要であり、必要な時に渡航できないリスクがあるなど、自由な往来がしにくい。</li> <li>2015年ビザ関連法案が改正され、目的によらず1ヶ月以内に2回以上の入国をする場合ビザ取得が義務化された。3ヶ月マルチとしても3ヶ月おきに取得申請が必要のため、コスト高及び手続煩雑化している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対日ビザなし渡航の拡大。</li> <li>APEC ビジネストラベルカードを取得すればビザ取得手続きの苦労は解消されるが、発行に6ヶ月を要する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Law No. 47/2014/QH13「ベトナムにおける外国人の出入国、通過及び居住に関する法律」2014年6月16日公布 2015年1月1日発効</li> <li>出入国管理法</li> </ul>
	日製紙	(3)	訪日ビザ取得手続 の煩雑・遅延	<ul style="list-style-type: none"> <li>ベトナム人の日本向けビザの取得には、本国からの招聘状(要原本)や、審査期間が1~2週間かかるなど、手間と時間を要し、ベトナム人幹部の急な本社出張などの対応が困難。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪日ビザ取得の手続き資料簡素化。</li> <li>取得審査の迅速化。</li> </ul>	
	日機輪	(4)	CPIを上回る最低 賃金の引上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者の生活コスト、CPI上昇率とかけ離れた率・金額で最低賃金が上昇している。徒に労働コストを押し上げ、生産拠点としての競争力を削いでいる。公務員の最低賃金は一般企業の半分ほどであり、合理性を欠く。2015年に労働者の生計費調査の結果が公表されたが、調査対象・方法が不明。</li> </ul> <p><b>(対応)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ベトナム政府は2007年11月、インフレ率に応じて賃金を調整するため、ベトナムで活動するすべての企業に対する2008年の法定最低賃金を引き上げる一連の政令を公布した。それらの政令は、企業の国籍や立地する地域に基づく最低賃金を具体的に定めている。また国内企業と外国企業に対する最低賃金の二層制度(国内企業よりも外国企業に対して高い最低賃金を課している)は維持され、3つの地理的ゾーンに応じて最低賃金に少しずつ差を設けている。ベトナム政府は、WTO約束を果たし、無差別原則及び内国民待遇原則を遵守するため、2012年までに最低賃金に関する二層制度の段階的撤廃を目指している。一連の政令はまた、熟練労働者や教育程度の高い労働者に対してはより高い(未熟練労働者よりも7%以上高い)最低賃金を義務づけている。一連の政令は2008年1月1日に発効した。これに伴って、従来の最低賃金に関する諸政令は失効した。</li> <li>2009年10月30日、ベトナム政府は、国内及び外国の雇用主がそれぞれの従業員に支払わなければならない2010年の法定最低賃金の引き上げに関する政令第97号(No. 97/2009/ND-CP)及び第98号(No. 98/2009/ND-CP)を公布した。政令第97号は、国内の雇用主が従業員に支払わなければならない月額最低賃金を現行の65万~80万ドンから12~23%ポイント引き上げ73万~98万ドンにするとしている。また政令第98号は、外国の雇用主が従業員に支払わなければならない月額最低賃金を現行の92万~120万ドンから9~12%ポイント引き上げ100万~134万ドンにするとしている。各々の月額最低賃金は、雇用主の所在する地域によって異なる。法定最低賃金の調整は、2012年までにすべての雇用主が支払うべき最低賃金の統一化・共通化に向けたベトナム政府による2008-2012年の給与、社会保険、諸手当改革計画の一環をなすものである。ベトナムは、無差別、内国民待遇というWTOの原則を遵守するため、国内の雇用主と外国の雇用主の二層構造からなるベトナムの法定最低賃金体系を最終的に解消しなければならない。</li> <li>2010年9月、労働傷病兵社会省(MOLISA)は、2011年の外資企業の最低賃金を10%超引上げる最低賃金改正案を公表した。</li> <li>国家賃金評議会は国内・外資系企業の2014年の最低賃金引き上げに関する政令改正案を政府に提出した。最低賃金の月給・引き上げ率は、第1地域275万ドン・17.0%、第2地域245万ドン・16.7%、第3地域210万ドン・16.7%、第4地域190万ドン・15.2%となっており、消費者物価を大幅に上回っている。但し、景気悪化とインフレ圧力の緩和に伴い前回の2011年11月の27%~32%引上げ率(外国企業)を大きく下回った。</li> <li>2014年1月1日、最低賃金が地域1で235万ドンから270万ドンへ14.9%引上げられた。地域2~4でも14.3%~16.7%引き上げられた。</li> <li>2016年1月1日より、ベトナム政府は、法定最低賃金を引き上げる。地域別の引き上げ率は前年比約11~13%(Region 1:12.9%、Region 2:12.7%、Region 3:12.5%、Region 4:11.6%)。</li> <li>2017年1月1日より、ベトナム政府は、法定最低賃金を引き上げる。地域別の引上げ率は、前年比約7%(Region 1、2:7%、Region 3:7.4%、Region 4:7.5%)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者の生活実態を正しく調査し、調査方法と結果を公開した上、妥当な根拠に基づいて最低賃金を決定してもらいたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>103/2014/ND-CP</li> </ul>

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	JEITA	(5)	従業員の最低昇給率の法定	ベトナムの雇用法上、従業員の給与を昇給させる場合、最低5%の昇給率を確保しなくてはならないと解釈される。昇給率はベトナム経済状況並びに会社の業績、各従業員の Performance によって決められるべきであり、5%の昇給率を法律によって Secure されるべきではない。	本法律の撤廃。	Decree 49/2013/ND-CP, Article 7.3. Decree 103/2014/ND-CP
	日機輸	(6)	有期雇用契約更新の困難	有期雇用は、更新3回目で固定期間のない雇用契約を締結しなければならず、事業状況に則した柔軟な要員調整が難しい。 <b>(対応)</b> 2012年7月2日、改正労働法が公布され、人材派遣が新たな労働形態として定義された。施行は2013年5月1日。	固定期間のない雇用契約締結の制約をなくしてほしい。	ベトナム労働法
	日機輸 自動部品 電線工	(7)	超過勤務時間規制	時間外労働時間数の規制が著しく厳しく、全ての労働者について、1ヵ月30時間、1年間200時間(申請により300時間)が上限となっている。24時間稼働の装置産業や開発・技術の仕事を増やしていくことが難しい。 時間外労働規制が「1ヶ月で30時間、1年で200時間を超えてはならない」と非常に厳しく、割増率も高いことから、他国に比べ要員を多く採用しなければならず国際競争に不利。 「時間外労働は、最長1日の勤務時間の50%を超えることはできず、8時間労働の場合は、1日4時間までの残業で、1ヵ月で30時間、年間200時間以下で規制されている(政府が規定する特別な業務のみ、年間300時間まで可)。」この水準は周辺諸国と比較して厳しい規制になっていると思われ、規制遵守のために労働者の採用を増やす必要があり、企業の競争力を低下させる可能性がある。 <b>(対応)</b> 在ベトナム米国商業会議所などが残業時間上限の大幅な引上げを要請していたが、2012年7月公布された労働改正法案で残業時間上限が年200時間に据え置かれた。	規制を一元化するのではなく、職種によって多様性を持たせるよう法改正してもらいたい。 時間外規制上限の緩和。 ベトナム商工会議所へ申し入れしている(報道の範囲)。	ベトナム労働法第106条2項 ベトナム労働法
	日機輸	(8)	人材育成不足	ベトナム国内景気の減速により、2012年から工場労働者数は確保しやすくなった。しかし、ベトナムには普通高校しかなく、企業が望むスキルを早い段階からの学ぶための専門教育機関として工業高校、商業高校、農業高校、水産高校が必要である。また、大学を含め理論的な学習に偏り、実践的な教育プログラムが不足している。	企業での実務に見合った実践的な教育機関、教育プログラムを整備し、雇用ニーズにあった人材育成を実現してほしい。	
	日機輸	(9)	工業団地周辺のワーカー用住環境の不備	2015年にベトナム計画投資省とJICAが、在ベトナムの工業団地周辺のワーカー用住宅整備に関して現状課題を調査し、今後の政策に関する提言を行った。現状課題の一つとして、ワーカー用住宅の分野ではベトナム国内外の不動産デベロッパーの参入が進んでいないことが提示された。その理由として、現法令の問題点(デベロッパー向けインセンティブが無い等)の指摘があった。	ワーカー用住宅デベロッパーの参入を促進するため、2015年調査(左記参照)で指摘された問題点を改善して頂きたい。	
	日機輸	(10)	外国人労働者の強制社会保険への加入	2016年発効の社会保険法にて、2018年1月から外国人労働者もベトナム社会保険への加入対象となっているが、対象となる外国人労働者の定義が曖昧。現在、企業内異動による出向者は対象外となる案が政府で検討されているとのことだが、2018年1月に発効予定の政令もまだ出しておらず、対応に困っている。	外国人社会保険強制加入については、外国人本人の任意加入とするなど、法令を見直し頂きたいが、難しい場合は、外国人労働者が本国とベトナムで保険料が2重払いとなることを回避する日越社会保障協定締結を検討頂きたい。	労働法 社会保険法(2016)

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	JTA			・外国人労働者の強制社会保険義務化により駐在員に関して毎月 USD290 の費用負担が増加。	・規制緩和に向けた働きかけをお願いしたい。	
17 知的財産制度運用	JEITA 日機輸	(1)	知的財産情報の開示不十分	・権利化・権利活用ニーズが高まる新興国において、裁判・訴訟件数等の統計情報や出願データベースの整備が不十分のため、正確な他社特許リスクを把握できない。	・先進国特許庁との連携協力を進め、早期 DB の整備を進めていただきたい。	
	日機輸	(2)	拒絶査定時の分割出願不可	・拒絶査定時に出願人は出願を分割することができない。  (対応) ・ベトナムにおいて分割出願を行うことができるのは、拒絶査定または特許査定の発行日より前となっている。なお、拒絶査定に対する不服審判請求の結果、審査官への差戻し審査となった場合の審査中において分割出願できる。(ベトナム知的財産法 第 115 条)	・拒絶査定時にも分割出願できるようにしてほしい。	・第 115 条第 1 項
	JEITA 日機輸	(3)	不明確な第一国出願義務の法令規定	・現地開発ニーズが高まる新興国において、当該国における第一国出願義務が法令で規定されている国が依然として多いが、その法令が明確でないため、有効な知的財産権の確保が困難な場合がある。 また、多数国間にまたがる研究開発活動が必要とされる今日、複数国での第一国出願義務が抵触するリスクが懸念される。	・第一国出願義務の緩和撤廃、又は法令条文の明確な規定をお願いしたい。 ・多数国間での取り決めなどにより、国を跨る研究開発への第一国出願義務の適用緩和などを推進していただきたい。	・ベトナム政令 122/2010/ND-CP (2010 年 12 月 31 日発令)
	JEITA 日機輸 日機輸	(4)	ベトナム語以外の言語で出願する際の出願日の確保困難	・ベトナム語以外の言語で特許出願をした場合、出願日の確保ができない。(インドネシア、マレーシア、シンガポールなど、英語で出願日確保が可能) ・現行の法制度では、出願言語はベトナム語のみである。	・英語ないし外国語言語で特許出願した場合も、出願日の確保を認めていただきたい。 ・ベトナム語への翻訳期間の猶予のため、英語で出願できる制度を希望。	・100 条(2)、規則 7.2
	日機輸	(5)	コンピュータ・プログラムの不特許事由	・現行の法制度ではコンピュータ・プログラムは不特許事由である。	・プログラムを保護対象にしてほしい。	・第 59 条
	日機輸	(6)	特許出願における優先権証明書の提出義務	・現行の法制度では、ベトナム出願から 3 か月以内に優先権証明書の提出が必要である。	・優先権証明書の提出を簡略化するために、世界的所有権機関のデジタルアクセスサービス(出願人等は所定の手続きを行うことにより、外国への特許出願等について優先権主張をする際に、DAS を通じて日本国特許庁から優先権書類の電子データを取得するよう、外国特許庁/期間に対して請求することができる)への参加を要望。	・100 条(2)(c)
	時計協	(7)	税関での疑義侵害物品の真贋鑑定の困難	・税関差止めにおいては、担保金を積んで差止申請を行った後でないと、疑義品の画像が入手できない。疑義品発見通知に記載されている輸出者/輸入者情報に基づいて侵害か否かを判断しなければならない。	・差止申請前に疑義品画像を提供して欲しい。	・Law No. 54/2014/QH13 on Customs ・Circular No. 13/2015/TT-BTC

※經由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。



区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2015年3月15日、ベトナム税関は新関税法(Law No. 54/2014/QH13 on Customs)に沿った措置として、知的財産権侵害及び模倣品の取り扱いに関する税関の執行を強化するため、知的財産権侵害物品の疑いがある輸出入貨物をめぐる税関取扱いを規定する通達(Circular No. 13/2015/TT-BTC)に基づく新たな手続きを実施した。</li> </ul> <p>【参考】越財務省通達第13号のURL【越語】(<a href="https://www.customs.gov.vn/Lists/VanBanPhapLuot/ViewDetails.aspx?ID=8140">https://www.customs.gov.vn/Lists/VanBanPhapLuot/ViewDetails.aspx?ID=8140</a>)</p>		
	日機輸	(8)	模造品や偽ブランド品に対する知的財産権保護不十分	<p>知的財産保護に関する法令が不十分で取締りも緩慢である為、メーカーとしては多大な損害を被っている。今や実店舗での販売のみならず、オンラインでの販売にも模造品や偽ブランド品が氾濫しており、早急な対策が求められている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令の強化と取締りの厳格化。</li> <li>法律の厳罰化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Law in IPR 2005, Amendment in 2009</li> <li>Decree No. 99/2013/ND-CP</li> </ul>
19	工業規格、基準安全認証	日鉄連	(1) 強制規格適合表示義務	<p>2011年6月1日、ベトナム科学技術省は、WTOへコンクリート補強用鋼材規格を含む技術規則案を8月1日に公布、2012年1月から施行することを通報した。上記鋼材の製造者、輸入者には、規格名(内外を問わず)を宣言し、規格適合と表示を義務付けられる。</p> <p>2013年6月3日、ベトナム商工省は、WTOへ国内外の鋼材の品質管理方法に関する科学技術省との共同通達を施行することを通報。</p> <p>2013年12月31日、ベトナム商工省・科学技術省の共同通達44号が発出され、2014年6月1日より、HS7208類～7229類については、ミル監査による製造元の認証か、都度のロット検査による製品の認証が必要となる旨、告示された。</p> <p>2014年6月1日、措置の導入。</p> <p>2014年6月24日、商工省通達5662号が発出され、除外とされる再輸出の定義が緩和され、除外対象が拡大された。</p> <p>2014年7月17日、科学技術省通達1309号が発出され、ロット検査の期間・料金の明示徹底、外国試験組織(国際試験所認証協会(ILAC)、アジア太平洋試験所認証協会(APLAC)の規定に基づいて認められた試験組織)での試験を経た際の検査の軽減等が告示された。</p> <p>2014年8月25日、科学技術省通達1591号が発出され、JICQA、JQAが共同通達44号において規定されている「外国の試験機関(認証機関)」として正式に認められた。</p> <p>2016年3月21日、商工省・科学技術省の共同通達58号が施行され、44号に置き換えられた。対象品目に関して、HSコード8桁ベースで詳細に設定されたほか、検査プロセスが増えるなどの変更が行われた。</p> <p>2017年10月1日、科学技術省通達7号が施行され、手続きの変更が行われた。</p> <p>2017年11月8日、商工省通達18号が施行され、共同通達58号における一部規程が廃止された。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>措置の撤廃あるいは軽減。</li> <li>適切な除外規定の設置。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>商工省・科学技術省共同通達44号(44/2013/TTLT-BCT-BK HCN)</li> <li>商工省通達5662号(5662/BTC-KHCN)</li> <li>科学技術省通達1309号(1309/TDC-HCHQ)</li> <li>科学技術省1591号(1591/TDC-HCHQ)</li> <li>商工省・科学技術省共同通達58号(58/2015/TTLT-BCT-BK HCN)</li> <li>科学技術省通達7号(7/2017/TT-BKHCHN)</li> <li>商工省通達18号(18/2017/TT-BCT)</li> <li>商工省・科学技術省共同通達58号(58/2015/TTLT-BCT-BK HCN)</li> </ul>
				<p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2014年6月1日、鉄鋼製品の強制規格に関する商工省・科学技術省共同通達44/2013/TTLT-BCT-BKHCHNが施行された。</li> </ul> <p>(改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2014年8月25日、科学技術省通達1591号が発出され、JICQA、JQAが「外国試験機関(認証機関)」として正式に認められた。</li> </ul>		

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
				・2014年6月24日、鉄鋼製品の強制規格に関する商工省・科学技術省共同通達 44/2013/TTLT-BCT-BKHCN で品質検査の対象より、①輸出加工用に輸入された鉄鋼製品および②EPZ 外に拠点を置く輸出加工企業により輸入された鉄鋼製品が除外された。			
	JEITA 日機輸	(2)	ASEAN における電気電子製品の安全規格の国際調和不足	・2015年10月よりデジタル AV 機器のデジタルロゴ認証のルールが変更され、それまでマレーシア現地生産法人の自己認証で許可されていたものが、ベトナム政府が認可したテストラボのデータしか使えなくなった。	・ベトナムとマレーシア間で相互承認協定 (MRA) を早期締結して欲しい。若しくは、ASEAN (AEC) における基準認証統一化を早期に実現して欲しい。		
	日機輸	(3)	EMC 認証に関する試験機関の不足	・EMC 認証機関のキャパ不足が続いている。 当社にとっては特にホームシャワーとエアコンの認証取得の遅れと認定基準の曖昧さが課題となっている一方、市場には認証を受けていない他社商品も流通しており、価格面でも苦戦を強いられている。 フンイエン省(ハノイの南東)に EMC 認証機関が一箇所増設された。認証の見直しについては 2017 年 7 月にドラフトが開示される見通し。	・当社にとっては特に業務用エアコンでの認証の不透明さが課題であり、公正な競争が行われるよう、当局に要望する。 ・企業が対応すべき見直しについての当局からの早急な情報開示。	・Circular 11/2012/TT-BKHCN ・Circular 13/2013/TT-BKHCN	
	日機輸	(4)	EMC 規格の突然の改定	・2017 年 12 月 27 日にベトナムにて改訂版 EMC 規格「3482/DQ-BKHCN」が公布・施行され、新 EMC 規格未認証製品の出荷停止を余儀なくされた。	・規格改定に際しては、事前通達の上、施行前の対応に妥当な期間を確保していただきたい。	・EMC 規格 「3482/DQ-BKHCN」	
	日農工	(5)	実態と異なる工業規格・安全基準	・National technical regulation on knapsack sprayers QCVN 01-182:2015/BNNPTNT 背負式動力噴霧器に関する強制規格として 2015 年に発表され JETRO の home page に掲載されている。実際の運用に関しベトナム管理当局に問合せしても回答が得られない。 現地輸入販売業者からは「法律が機能しておらず、輸入通関できる」との立場だが、受注出荷を保留せざるを得ない。	・JETRO にはもっと踏み込んで強制規格の運用状況などの情報も提供して欲しい。(政府に直接聞いて下さいとの回答を受けた)	・National technical regulation on knapsack sprayers QCVN 01-182:2015/BNNPTNT	
	製薬協 製薬協	(6)	GMP 適合性評価	・医薬品の一次包装材料(例:PTP 包装の材料)の GMP 証明書については、ASEAN メンバー国からの抗議もあり現在は要求されていないが、規制自体の改訂や取り下げ等は行われていない。 ・ベトナムで販売しようとする医薬品が海外で製造されている場合、その海外製造所が GMP*基準に適合しているかをベトナム当局が評価する際に(GMP 適合性評価)、日本当局の発行する GMP 証明書、製造業許可証、製剤証明書(CPP, Certificate of a Pharmaceutical Product)などの提出が求められるが、証明書に追加事項(剤形の表示、CPP への原料薬製造者名・住所など)を記載するよう要求があり、日本当局が発給する証明書の記載事項に含まれてないことから対応に苦慮することがある。 また、原料薬(医薬品原薬)の GMP 証明書を要求されるが、当該工場がその原料薬を輸出用に製造していない場合は、証明書発給にあたり日本当局へ輸出届を出すことができず、証明書が取得できない。 *GMP (Good Manufacturing Practice の略で、製造所における製造管理、品質管理の基準をいう)	・法令や規制の適宜改訂や廃止。  ・代替書類(企業の陳述書など)の受け入れ。	・Decree 54/95 条-100 条 ・Circular 02/2016/TT-BYT	
20	独占	日機輸	(1)	独占企業の実態管理	・政府の支援による独占企業が存在しており、競争原理が働かない。特に鉄道、空港、港湾など。	・独立した監督機関および国家所有企業の 49% の IPO (政府保有株式の売出し)。	

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
21 土地所有制限	日機輸 日機輸	(1)	外資への土地所有の不可	<p>・100%外資企業の土地所有が認められていない(共産主義国であり、自国民にも認めていないが)。</p> <p>・外資はプロジェクトとして50年間土地を借りることが認められているが、ベトナムの投資者のように土地を購入したり所有することは認められていない。但し工業団地や輸出加工区で操業し一括支払いをする外資企業は土地使用権および土地上に定着する財産について、譲渡、賃貸、転貸、ベトナム国内での営業ライセンスのある金融機関に対する抵当権設定、土地使用権による現物出資ができ、加えて、国家・住民共同体に対して土地使用権を寄付することができる。</p> <p><b>(対応)</b></p> <p>・ベトナムにおいて、土地は全人民所有が原則であり、個人による土地所有は基本的に認められていない。外国人法主体は、ベトナムにおける土地使用権の否定が継続されている。しかしながら、政府は外国投資企業(FIE)の形態において、ベトナムにおける外国人投資家の事業設立への土地使用権を拡大した。外国投資企業は、土地使用権の価額をベトナムの地場銀行または外国銀行の支店へ抵当に入れる権利が与えられる。土地管理総局(General Department of Land Administration)は、2002年、修正されたベトナムにおける借地契約の外国人個人及び組織の権利と義務に関する通達(Ordinance on the Rights &amp; Obligations of Foreign Individuals and Organizations Leasing Land in Vietnam)を起草し、首相に提出した。草案は、譲渡、賃貸契約期間の拡大、及び民間個人からの賃貸契約の提供が含まれた。</p> <p>・2003年11月、ベトナムの国民議会は、2004年7月1日から施行の新土地法を通過させた。修正土地法によると外国投資法に基づく外資企業は、土地使用権(LURs)を国からリースすることができる。</p> <p>外資企業で土地をリースし、リース全期間のリース料を一括支払うものは(1)リース期間中にLURs又は土地に附属する資産を譲渡並びにサブ・リースし、(2)リース期間中に信用機関に対してLURsと資産を担保又は保証として使用し、かつ(3)期間中LURsと資産を資本金として出資することができる。一方、土地使用者でリース料を年次で支払うものは、その資産のみを譲渡、売却又は担保することができる。但し、外国土地使用者の多くは、この変更による便益をあまり享受できない。これら便益を享受するには、実質的に土地の購入を余儀なくされるからである。</p> <p>多くの外資企業にとって、単に土地のリースだけに巨額な資本前払投資が絡むので、できない相談である。従い、外国の土地使用者の多くは年次支払制度を選択する。ことに住宅資産分野への投資を検討する投資家には負担が大きいためまったく計画を反故にすることさえ考えられる。その上、この変更は、LURsの担保を希望する外国土地使用者にとっても、土地リース料の全額前払を要する難しい問題を提起する。多くの外国土地使用者がはじめてに全期間中の土地リース料を支払っていない又は支払が不能であると仮定すると、多くの外国土地使用者にとって土地を担保することができても、LURsそのものは不可能であると見受けられる。</p> <p>・2013年11月29日、土地改革法案が国会で可決し、2014年7月1日発効。外国投資企業が土地に関わる投資を行う場合や不動産を使用する場合は、国家から土地使用権を取得する以外方法はない。</p> <p><b>(改善)</b></p> <p>・ベトナム資源環境省は2007年11月19日、土地法(2003年改正)の施行を促進するための指令第2号(Directive No. 02/CT-BTNMT)を公布した。同指令は、各省(province)の当局が土地法の施行を加速化するために講じるべき多くの措置を規定している。具体的には、法律の拡充、教育・啓蒙プログラムの実施促進、土地法の施行に係る機関及び措置のための組織・行政上の改善などである。土地法の施行に係る法令としては、すでに2004年1月9日付け指令第5号(Directive No. 05/2004/CT-TTg)、2006年1月22日付け指令第5号(Directive No. 05/2006/CT-TTg)、2007年4月6日付け指令第9号(Directive No. 09/2007/CT-TTg)が公布されている。</p> <p>・2007年1月1日に、不動産事業に関する法律63/2006/QH11が発効した。この不動産事業法に基づき、国内企業および外資系企業(FIE)は、下記の不動産事業に従事することが許可される。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 販売・賃貸・供与・分割払い購入のための家屋・建物の建築投資。</li> <li>2) 土地の改良投資、賃貸地のインフラ工事への投資を行い、インフラを整備して土地を賃貸する。</li> <li>3) 不動産仲介サービス、</li> </ol>	<p>・安定した事業運営の為に、土地所有を認めてほしい。</p> <p>・賃貸期限の撤廃。</p>	<p>・Circular No.94/2011/TT-BTC</p> <p>・Law on Land 2013</p>

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
				<p>4) 不動産査定サービス、 5) 不動産の立会場サービス、 6) 不動産コンサルタントサービス、 7) 不動産競売サービス、 8) 不動産広告サービス、 9) 不動産管理サービス</p> <p>・2007年1月1日発効の不動産事業法(63/2006/QH11)は、ベトナム人の個人・企業は、すべての種類の不動産事業活動への従事が許可される。不動産事業活動(不動産事業および不動産関連サービス)に従事する個人・企業は、事業の登録と所定の条件を満たすことが求められる。査定・仲介に従事する個人(不動産事業のスタッフを含む)は、省の人民委員会が発行する専門業務証書が必要となる。不動産事業法における重要な点の1つは、新規の都市地区プロジェクト、住宅地区プロジェクト、工業地区技術インフラプロジェクトの譲渡が許可されることである。この法律は、新規不動産プロジェクトの譲渡に関する一般的原則として、</p> <p>1) 国家関係当局の承認、 2) 譲受人である投資家は、不動産事業に従事する組織・個人で不動産事業に従事するための条件を満たしており、譲受人の義務を十分に果たすことに同意しなければならない、 3) 譲渡は契約書を通して行われなければならないことを規定している。しかし、これらのプロジェクトの譲渡に関する具体的な規定については、未だ発表されていない。</p>			
22	環境問題・廃棄物処理問題	日化協	(1)	過度に厳しい排水基準	<p>・排水基準の多くは日本の一律基準以上の厳しい基準で定義されており、処理技術も確立されていない。 例) 全窒素 －日本: 100mg/L －ベトナム: 60mg/L(C基準)</p>	<p>・基準の見直し、排水処理技術の向上。</p>	<p>・TCVN5945</p>
		建産協	(2)	環境基準の不明確・地域行政の不透明性	<p>・インフラおよび大規模な産業計画に対し、常に遅れる傾向にあり、特に調達においては16年夏より稼働開始予定の高炉(フォルモサ投資)について、環境汚染問題が発覚し現時点に至っても開始に至っていない。原因として一部環境基準が不明瞭、また地域役人の対応の悪さもある。</p>	<p>・政府、地域役所の明瞭化(透明性)。 ・環境基準の明確および地域行政の透明性確保。</p>	
23	諸制度・慣行・非効率な行政手続	日化協	(1)	各手続きの届出から承認に至る期間が長い	<p>・VATの還付申請→入金、環境関連の各種届出に関わる期間が長い内容がある。 VAT還付: 企業の資金繰りに影響を与える。 環境関連: 稼働開始期間が遅れる。</p>	<p>・手続きの簡素化。</p>	
		電線工	(2)	行政手続の遅延	<p>・現地合弁会社を設立し、工場建設を進めてきたが、意思決定から操業認可まで非常に時間が掛かっている。非効率、無意味に思えるような規制、過剰な規制も散見される。対応コストも掛かるが、コンプライアンス上、無視できない。</p>	<p>・行政手続きの迅速化を願いたい。 ・先進国に習うなどして、行政の効率化を図られたい。</p>	
		製菓協	(3)	各通達・レターの周知が不十分	<p>・多くの通達やレターが度々発行されているが、保健局掲示版に掲載される期間は限られ、保健局ウェブ上での掲載には時間差があり、また、全通達・レターが掲載されなく、通達を見過ごす危険がある。</p>	<p>・通達やレターを一括して閲覧できるシステムを構築して頂きたい。</p>	

※經由団体: 各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
	製薬協	(4)	Brand グループへの承認の変更	<p>・ICH*非加盟国(例えばタイ)で製造された製品は Brand グループとして承認されない(つまり、後発医薬品と同じ扱いを受ける)という制度になっているが、ICH 非加盟国であっても品質の担保された製品を製造することは可能であり、品質を確認することなく ICH 非加盟国での製造というだけで Brand グループとして承認しない制度は科学的根拠が乏しく、公平性および透明性に欠ける。ベトナム現地への製造移管を推奨するものの、ICH 加盟国から製造移管したとしても Brand グループ承認への基準が明確ではない。</p> <p>*ICH(International Council for Harmonization of Technical Requirements for Pharmaceuticals for Human Use(医薬品規制調和国際会議)加盟国の官民が協働で医薬品に関する各国の規制を調和・統一させ、医薬品の迅速な普及を目指す。)</p>	<p>・非 ICH 国の製品であっても、ICH 国からの技術移転で製造していれば、Brand グループとしての承認を認めて頂きたい。</p>	<p>・Circular 11/2018/TT-BYT (Draft 案)</p>	
24	法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	法制度の実施運用細則の未整備	<p>・法律に関しては公布前に企業の意見を求めることが増えてきている一方、詳細な運用が決まらないまま発行されるため、地域行政当局・担当者によって解釈が異なり、企業活動に様々な支障をきたしている。</p> <p><b>(対応)</b></p> <p>・国会は、2002年4月、ダンピング価格と独占価格に関する価格条令を承認、5月、国際通商における最恵国待遇と内国民待遇に関する条令を承認、同月、外国製品輸入のセーフガード措置に関する条令を承認した。</p> <p><b>(改善)</b></p> <p>・2002年10月4日、国会(National Assembly)は、一層の司法の独立を發達させる努力において、司法省(Ministry of Justice)からベトナム最高人民裁判所への司法権の移行を承認した。政府は人民裁判所の判決に関する通達及び人民検察院(People's Procuracy)の検察官に関する通達を出した。その通達は、裁判官及び検察官が従事することができる活動を規定している。これは、司法において、汚職を制限し、公衆の信頼を取り戻すための努力である。</p> <p>・既存法規並びに実施規則の英語版官報が入手できるようになった。</p> <p>・2005年4月8日、ベトナムへの外国直接投資の導入を促進する措置に関する首相指令 13/2005/CT-TTg が公布された。当該指令による政策は、以下の通りである。</p> <p>(a)外国投資法、関連法律、国際条約と不整合な投資認可発給の制限・停止を目的とした法令の公布を行わないこと。</p> <p>(b)AFTA、BTA、日越合同イニシアティブ、EU との合意との関連における、国際条約の遵守。</p> <p>(c)投資法及び企業法の実施のための指針を示す法令の公布。当該法令の公布にあたっては、法規の統一性、明瞭性、予見可能性を確保しなければならない。その後の政策は、承継性、不遑及性、魅力性を満たすものでなければならない。</p> <p>(d)特に認可されたプロジェクトの投資優遇につき、投資優遇措置に影響を与えない税制に関する規定を完全に遂行すること。</p> <p>・株主の登録:企業法 60/2005/QH11 に基づき、総株式数の 5%以上を所有している株主は、関係事業登録機関に対し、当該所有割合を入手した日付から 7 営業日以内に登録する必要がある。</p> <p>経営者:LOE2005 に基づき、LLC および SC の法的代表者はベトナムに居住していなければならない。代表者が 30 日を超える期間ベトナムを離れる場合は、書面により、法的代表者の権限・義務を実施する権限を他の者に与える必要がある。</p> <p>事業登録の内容の公表:企業法 60/2005/QH11 により、事業登録証明書の発行日から 30 日以内に、企業は事業登録機関の企業情報網、または新聞・電子ニュースレターの 3 回連続の発行物において公表しなければならない。事業登録内容に変更が生じた場合、当該企業は、期限内に本項で規定した方法により、その変更について公表しなければならない。</p> <p>投資手続き:決定 No.1088/2006/QĐ-BKH(MPI, 2006年10月19日付)は、ベトナムの投資手続の標準形式について規定している(「決定 1088」)。これに基づき、投資家は新投資企業体制の下で、投資登録・評価の申請、事業登録申請を行う際に、投資書類作成提出の標準形式に従わなければならない。決定 1088 によって、公式標準化された投資手続は、投資事業環境における効率・透明性の改善となる。</p>	<p>・法令発行前に企業の意見を吸い上げ、十分な運用検討を行って頂きたい。</p>	

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>・ベトナム政府は2007年9月5日、会社法(2006年第60号法;No. 60/2006/QH11、2005年11月29日制定)のいくつかの規定に関する実施細則を定めた政令第139号(Decree No. 139/2007/ND-CP)を公布した。</p> <p>政令第139号は、(1)初めてベトナムに投資する外国投資家、(2)2006年9月21日付け政令第101号(Decree No. 101/2006/ND-CP)に従って投資証明書を再登録していない外国企業、(3)株主総会参加者、(4)累積投票などに関する指針を定めている。同政令の規定に基づき、初めてベトナムに投資する外国投資家は、設立する企業の定款資本の49%以上を所有する場合、投資登録を行わなければならない。また定款資本の49%未満しか所有しない場合、企業の設立は、2006年8月29日付け政令第88号(Decree No. 88/2006/ND-CP)に定められた事業登録の手續きに従う。投資証明書の再登録を行っていない外国投資家は、事業範囲、投資期間、既存の投資免許の諸条件による制限を受ける。株主権に関して、有限責任会社の定款資本の35%以上を所有する機関又は企業の普通株の10%以上を所有する機関は、社員総会又は株主総会にそれぞれ最大3名まで参加させることができる。政令第139号はまた、株主に対して、株主総会の承認に従って、累積投票を行うことを認めている。</p>		
	日化協	(2)	法令改正の周知期間が短く周知不徹底	<p>・環境、税制などの法令、政令、省令変更が頻繁で且つ、周知期間が短くアナウンスも徹底されていないため随時法令のチェックが必要。</p>	<p>・法改正時の周知方法の見直し。</p>	
	建産協	(3)	頻繁な法改正や手續の煩雑さ	<p>・貿易、現地生産を行っていないので大きな問題はなし。</p> <p>年々改善はされているものの、頻繁な法改正や実情に則さない規制、また手續きの煩雑さなどの問題は依然残っている。</p>		
	製薬協	(4)	曖昧な新規制の基準・運用	<p>・外資系企業による医薬品の輸入販売が解禁されたが、可能な事業範囲や登記方法が明確ではない。</p> <p>・政府保険診療外での薬剤販売価格はこれまで自由であり、今後も原則自由であるべきだが、価格規制を導入しようとしている。</p>	<p>・政令54の運用を実態経済や医療提供体制に即した形で明確化して頂きたい。</p>	<p>・Decree 54/2017/ND-CP</p>
26	その他		交通インフラの未整備	<p>・工業団地から港湾・空港へ通じる道路はやや整備が進んできた。一方、都市部の交通渋滞が激しくなっており、車両の代替交通手段として都市鉄道の整備が待たれる。</p> <p>・特に南北間の流通においては鉄道、道路のインフラレベルが低いため輸送に関してコスト、納期、品質に及ぼす影響が大きい。</p> <p>またサプライヤーは保税企業となるが、都度発生する通関経費が高く仕入品における影響が大きい。</p>	<p>・港湾へ通じる道路の更なる整備。</p> <p>・都市部交通渋滞緩和のための都市鉄道整備。</p> <p>・インフラへの積極的投資。</p>	
	建産協	(1)	交通インフラの未整備	<p><b>(対応)</b></p> <p>・2009年9月24日、ベトナム、タイ、カンボジア、ラオスの4カ国政府は、越境車の強制保険適用協力に関する覚書(MOU)を結んだ。これにより、越境時に自動車賠償保険が適用されることになる。</p> <p>・2010年3月18日、ホーチミン市人民委員会は(同市の理事13名から構成)は、道路輸送のための陸上交通投資の促進を目的とした企業への優遇措置について定めた決定第15号(Decision No. 15/2010/QD-UBND)を公布した(2010年3月28日より施行)。決定第15号の定める要件を満たしている投資家は、ベトナムの投資関連法に基づく各種の優遇措置、投資プロジェクトの期間中の融資を保証する投資証明書、土地利用の変更時の追加料金の免除及び土地収用補償を受けることができる。</p> <p>・2010年6月19日、ベトナム国会は、新幹線方式を採用した「南北高速鉄道」の政府案を反対多数で否決した。</p> <p>・2012年8月、ホーチミン都市鉄道(メトロ)1号線の工事が開始された。完成予定は2018年。</p> <p>・2014年7月、ロンアン省ベンルック〜ドンナイ省ロンタイン間の高速道路の建設に着工。</p> <p><b>(改善)</b></p> <p>・2012年6月、ハノイ市内のカウゼー(国道1A号線)とニンビン省中心部のニンビン(国道10号線)を結ぶ全長56キロの高速道路が開通し、大幅な輸送時間の短縮が図られることになった。</p> <p>・2014年1月、ホーチミン〜ロンタイン間の高速道路が開通。</p>		

※經由団体:各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	建産協	(2)	港湾インフラの未整備	・南部において港湾の慢性的な混雑、また港湾近郊の道路事情による慢性的な渋滞により、度々の遅滞が発生する。 現在は渋滞対策に向けた道路工事が実施されている状況。	・インフラへの積極的投資。	
	日機輸	(3)	電力インフラの未整備	・メンテナンスや工事などに関わる計画停電の要請が遅く生産に影響をきたすことがある。ベトナム北部における計画停電の回数は減っているが、瞬停は散見される。	・安定供給にむけた送電網の整備と計画的な工事・余裕をもった事前周知をお願いしたい。	
				<b>(対応)</b> ・2011年6月29日、グエン・タン・ズン首相は風力発電プロジェクトの開発推進に関する決定第37号を公布した(2011年8月20日発効)。風力発電プロジェクトへの投資家は、輸入関税、法人所得税(CIT)、地代、土地使用料、融資の面で優遇措置を受けることができる。事業者は固定資産を建設するために輸入した物品、材料、半製品で国産不可能なものに対する輸入関税の免除を受けることができる。事業者はまた、投資法及び法人所得税法並びにそれぞれの実施細則の定めに従って、特別奨励部門におけるプロジェクトのCIT、地代、土地使用料について同様の優遇措置を受けることができる。 ・2011年に発効した第7次電力マスタープランでは、目標電力料金として、2020年までに1kWh当たり8～9セントとすることを掲げ、発電事業が長期にわたって安定的に行えるように電力料金を調整していくとしている。 ・2012年12月22日、商工省は電力料金を5%引き上げた。 ・2013年8月1日、商工省は電力料金を引き上げた。引き上げ幅は5%で、改定後の電力料金は1キロワット時(kWh)当たり平均1,508.85ドン(約6.9円)。		
	日機輸	(4)	サポートインダストリーの不足	・コスト競争力向上の為、部品・型・治具及び加工処理の現地調達を求めているが、裾野産業の育成・発展が進んでいない。 多くの省庁・団体が裾野産業の育成・発展に取り組んでいるが、イニシアティブが取られていない。 ・原材料の多くを輸入に依存しているため、当然材料価格は競争力が低く、また輸入元の環境影響等を受けてしまう。 ただしここ近年では政府政策として現地産業底上げによる現地調達率を上げていく方針があるため、それにより今後現在輸入している材料の関税やダンピングによる影響も懸念される。	・起業のための投資、海外からの専門家招致を政府がサポートする必要がある。  ・国をあげての現地調達率の向上(自動車生産)。	
	建産協			<b>(対応)</b> ・工業団地内に日系中小企業向けのレンタル工場やアパート型工場の建設が多数進められている。 ・2014年3月、ベトナムのチュオン・タン・サン国家主席の訪日時に発表された日越共同において、日本側がベトナムの裾野産業発展に引き続き協力することが確認された。 ・2014年7月、JETRO ホーチミン事務所とホーチミン市輸出加工区・工業団地管理委員会(HEPZA)は、ベトナム南部の裾野産業を育成するため、「日越裾野産業フォーラム」を設立した。 ・2015年11月3日、政府は、裾野産業発展に関する政令111/2015/ND-CPを公布、2016年1月1日から施行。裾野産業として支援・優遇の対象となる「優先育成産業製品リスト」として「テキスタイル・衣料」「革・靴」「電子」「自動車製造・組立産業」「機械製造分野」「ハイテク産業を支える工業製品」の6分野に分けて具体的製品を挙げている。研究開発、応用・技術移転、人材育成、市場開拓、中小企業の支援策が盛り込まれている。 <b>(改善)</b> ・2011年7月4日、財務省は自動車組み立て・生産、機械工学、電子機器、情報技術、繊維・衣類、皮革・履物、ハイテク産業を支える裾野産業の振興推進を目的とした2011年2月22日付け首相決定第12号(Decision No. 12/2011/QD-TTg)を実施するための2011年通達第96号(Circular No. 96/2011/TT-BTC)を公布した(2011年8月18日より施行)。同通達は、(1)特定の設備・機械、(2)国内で製造できないソフトウェア製品の製造用材料、(3)科学技術研究開発用産品(機械、設備、部品、一部車両、科学誌、教科書など)の輸入関税を免除している。またハイテク製品を支援するプロジェクトは、法人所得税(CIT)法に定める特惠CIT税率及び税額減免措置を受けられる。同通達はまた、中小企業に対する財政支援、付加価値税(VAT)還付、土地税免除などその他の優遇措置についても規定している。		

※經由団体:各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸	(5)	労働力確保の為に工業団地周辺の生活環境改善	・都市部郊外の工業団地周辺で労働者を集めるためには、工業団地周辺の生活環境の魅力が不足している。道路、公共交通機関、教育施設、病院、ショッピングセンター、娯楽施設など。	・魅力ある生活拠点として計画的に整備してもらいたい。	
	日機輸 建産協	(6)	賄賂の要求	・現行法では民間企業での贈収賄は規制されていないが、政府はある程度の規制を実施する法案を準備中。2018年中の施行が期待される。 ・貿易においては通関の際にわいろを要求されたり、投資については手続きが煩雑で認可を得るまでに時間がかかることが多い等の課題があると聞いている。	・新しくできる法律の遵守。	・The anti-corruption Law ・The Draft Law amending and supplementing a number article of the Law on anti-corruption 2017 ・Criminal Code No.100/2015/QH13 (Art. 353-366) ・Law No. 12/2017/QH14 on amendments to Criminal Code No.100/2015/QH13
	日化協	(7)	不正企業対策による日系企業へのコンプライアンス負担増しわ寄せ	・EPE 企業、日系企業、原料、部品メーカーなどの裾野産業への外資企業の誘致が活発に行われている裏側で、日本以外の外資企業のコンプライアンス違反(廃棄物処理、密輸、脱税など)の事象から、日系企業にも法令で理不尽な費用負担が強いられるケースがある。 例) EPE 企業の工場の自動モニタリングシステムの導入 →企業負担(密輸監視)	・公正な外資企業評価。	

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。